

目 次

津市規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

津市告示

南が丘会館の指定避難所としての指定

認可地縁団体の告示事項の変更

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

中間検査

平成27年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

認可地縁団体の告示事項の変更

津都市計画の変更

津都市計画の変更

津都市計画の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

道路位置指定

開発行為に係る工事の完了

平成27年2月分津市農用地利用集積計画の決定

下水道区域の供用開始区域

犬の抑留

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数
選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
三重県知事選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所
三重県議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所
三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付場所
三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間
榊原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所
榊原財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所
榊原財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時
榊原財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録
榊原財産区議会議員選挙における選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
津市長選挙における選挙人名簿の登録の移替え
雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選人
雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与
指定投票区及び指定関係投票区の指定

津市監査委員告示

監査結果の公表
財産区に係る監査結果の公表

津市固定資産評価審査委員会告示

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 27 年 3 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 18 年津市規則
第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 アの表中

「	63	51	を	「	63	50	に改め、同表イの表中
	64	51			64	51	
	65	51			65	51	
	66	51			66	51	
	67	52			67	51	
	68	52			68	51	
	68	52			68	52	
	69	52			68	52	
	69	53			69	52	
	70	53			69	52	
	70	53			69	52	
	71	53			70	53	
	71	54			70	53	
	72	54			70	53	
	72	55			71	53	
	73	56			71	56	
	73	56			71	56	
	74	57			72	57	
	74	58			73	58	

75	58
----	----

74	58
----	----

22
22
23
23
24
24
25
25
25
26
26
26
27
27
27
28

を

21
22
22
22
23
23
23
24
24
24
25
25
26
26
27
27

に改め、同表ウの表中

89
89
90

を

89
89
89

に、

97
97
97
98
98
98

96
96
97
97
97
97

99
99
99
100
100
100
101
101
101

を

97
98
98
98
98
98
99
99
99

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

津市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 号

津市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

津市民生委員推薦会規則（平成 18 年津市規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（委員）

第 2 条 令第 7 条の規定による推薦会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10 人以内とする。

2 委員は、本市の区域の実情に通ずる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（会議の非公開）

第 4 条 推薦会の会議は、非公開とする。

（秘密の保持）

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

本則に次の 1 条を加える。

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 27 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 号

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則（平成 18 年津市規則第 71 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 32 条第 2 項及び」の次に「第 3 項並びに」を加え、同
項第 4 号中「その他の保護」を削り、同項中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号の次
に次の 3 号を加える。

- (5) 児童福祉法第 24 条第 3 項に規定する保育所等の利用の調整及び要請に
関すること。
- (6) 児童福祉法第 24 条第 4 項に規定する保育の利用の申込みの勧奨及び支
援に関すること。
- (7) 児童福祉法第 24 条第 5 項及び第 6 項に規定する措置に関すること。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 号

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 26 年津市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 津市児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が支援センターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用時間)

第 3 条 支援センターを利用することができる時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、市長が支援センターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(定員)

第 4 条 条例第 4 条第 1 号に掲げる事業の利用定員は、1 日につき 40 人とする。

(届出)

第 5 条 支援センターを利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、当該児童が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症にかかったとき。

- (2) 死亡したとき。
- (3) 事業の利用を中止し、又は1月以上休止するとき。
- (4) 住所、氏名その他家庭の状況に変更があったとき。

(入場の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 前条第1号に規定する感染症にかかっている者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第7条 支援センターを利用する者その他支援センターに入場する者は、係員の指示に従わなければならない。

(利用者負担額の減免)

第8条 災害その他特別な理由により利用者負担額の減免を受けようとする保護者は、児童発達支援センター利用者負担額減額（免除）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、実情を調査の上、その適否を決定し、児童発達支援センター利用者負担額減額（免除）決定（却下）通知書（第2号様式）により、保護者に通知するものとする。

(職員)

第9条 支援センターに所長その他必要な職員を置く。

(職務権限)

第10条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長 上司の命を受けて支援センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) その他の職員 上司の命を受けて、支援センターの事務を処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、支援センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 津市療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市

規則第 89 号) は、廃止する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

児童発達支援センター利用者負担額減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所

保護者 氏名

㊞

電話

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり利用者負担額の減額免除を申請します。

フリガナ		性別	男 ・ 女
児童氏名			
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）		
住 所			
減額又は免除を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
減額又は免除を受けようとする理由			

（注意）

申請書には、次の書類等を添付してください。

- 1 理由を証明する書類等
- 2 通所受給者証の写し又は利用契約書の写し

第2号様式（第8条関係）

津市指令（記号番号）

年 月 日

児童発達支援センター利用者負担額減額（免除）決定（却下）通知書

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました津市児童発達支援センターの利用者負担額の減額・免除については、次のとおり決定したので、津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
児童氏名			(歳)
住 所			
決 定 区 分	減額	免除	却下
利用者負担額	1 箇月当たり 円		
減額又は免除の額	1 箇月当たり 円		
減額又は免除の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
却 下 の 理 由			

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市告示第 3 5 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年 1 1 月 1 5 日法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 7 第 2 項の規定に基づき、下記の施設を指定避難所として、追加指定したので、告示する。

平成 2 7 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

番号	避難所	所在地	収容人数 (人)
1	南が丘会館	垂水 2 8 8 2 - 1	1 6 0

津市告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 11 年白山町告示第 72 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

白山町上ノ村自治会

三重県津市白山町上ノ村 2244 番地

代表者 森 田 正 孝

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の目的

変更前	この規約は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1)情報の提供、交換等会員相互の連絡 (2)生活環境の美化等の居住環境の整備 (3)相互扶助の精神を育み、共同活動の充実 (4)所有する不動産の維持管理、育成 (5)その他目的達成のための諸活動
変更後	この規約は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1)情報の提供、交換等会員相互の連絡 (2)生活環境の美化等の居住環境の整備 (3)相互扶助の精神の育成及び共同活動の充実 (4)所有する不動産の維持管理、育成 (5)地域住民が享受する農業用施設の維持管理 (6)その他目的達成のための諸活動

(2) 地縁による団体の区域

	本会の区域は、三重県津市白山町上ノ村字口南山田 102 番地から 106-1 番地まで、107-1 番地から 116-1
--	--

変更前	番地まで、字南山田 1 3 3 番地から 1 6 2 番地まで、字山の屋敷 1 7 7 番地から字拝垣内 3 8 3 - 2 番地まで、3 8 4 番地から字山下 5 1 1 - 3 番地まで、5 1 2 番地から字長坂 1 9 8 9 - 8 6 番地まで、字カナツチ 1 9 9 4 - 1 から字正住寺 2 5 0 1 - 3 まで、垣内字堀越 9 1 3 番地の 2
変更後	本会の区域は、三重県津市白山町上ノ村字口南山田 1 0 2 番地から 1 0 6 - 1 番地まで、1 0 7 - 1 番地から 1 1 6 - 1 番地まで、字南山田 1 3 3 番地から 1 6 2 番地まで、字山の屋敷 1 7 7 番地から字拝垣内 3 8 3 - 2 番地まで、3 8 4 番地から字山下 5 1 1 - 3 番地まで、5 1 2 番地から字長坂 1 9 8 9 - 8 6 番地まで、字カナツチ 1 9 9 4 - 1 から字正住寺 2 5 0 1 - 3 まで、垣内字堀越 9 5 2 番地 - 1 の区域とする。

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の目的及び区域の変更が、平成 2 6 年 1 2 月 7 日の総会で議決されたため。

津市告示第 37 号

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）第 15 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第 17 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
上嶋設備	津市一志町八太 1637 番地 6	平成 27 年 2 月 25 日

津市告示第 38 号

下記の者の市民税・県民税督促状及び固定資産税・都市計画税督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 27 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇	平成 26 年度 1 期～3 期 市民税・県民税督促状、 平成 26 年度 1 期、2 期 固定資産税・都市計画税

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 3 9 号

下記の者の担保解除通知書および、担保提供書、納税保証書、印鑑登録証明書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 3 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	担保解除通知書、担保提供書、納税保証書、印鑑登録証明書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 4 0 号

下記の者の担保権設定等財産差押通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 3 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
東京都台東区東上野一丁目 1 3 番 2 号	株式会社東都物産	担保権設定等財産差押 通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の差押調書（謄本）および配当計算書（謄本）、充当通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成 27 年 3 月 5 日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	差押調書（謄本）、配当
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	計算書（謄本）、充当通
〇	〇〇〇〇〇〇	知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の差押調書（謄本）および配当計算書（謄本）、充当通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成 27 年 3 月 5 日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇	差押調書（謄本）、配当 計算書（謄本）、充当通 知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 4 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項及び第 1 3 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 3 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
桜橋地内	1	平成 2 7 年 2 月 3 日
新町地内	1	平成 2 7 年 2 月 6 日
羽所町地内	1	平成 2 7 年 2 月 1 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 1 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 1 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 1 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 1 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 1 9 日
桜田町地内	1	平成 2 7 年 2 月 2 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 2 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 2 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 2 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 2 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 2 5 日
半田地内	1	平成 2 7 年 2 月 2 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 2 6 日
上浜町地内	1	平成 2 7 年 2 月 2 6 日
津市栗葉出張所	1	平成 2 7 年 2 月 2 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 2 月 2 7 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 4 4 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成 2 7 年 3 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
株式会社 鈴木設備	津市津興 1 0 4 番 地	平成 2 7 年 3 月 2 日
三重中央農業 協同組合	津市一志町田尻 5 9 5 番地 1 3	平成 2 7 年 3 月 2 日

津市告示第 4 5 号

下記の者の参加差押通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
名古屋市東区東桜二丁目 5 番 1 7 号	有限会社エンコーポレーション	参加差押通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年津市告示第 7 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

河辺町自治会

三重県津市河辺町 8 9 3 番地

代表者 木平 敏之

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	木平 佳郎 三重県津市河辺町 3 4 番地
変更後	木平 敏之 三重県津市河辺町 8 9 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 3 月 1 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第47号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示の規定は、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物（平成18年1月1日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。

平成27年 3 月 10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 中間検査を行う区域

本市の区域全域

2 中間検査を行う期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までの用途に供する新築の建築物で、同表（ろ）欄又は（は）欄に該当する規模のもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

主 要 な 構 造		特 定 工 程	特定工程後の工程
(1)	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事

(2)	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

（注）2以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

法第27条第1項ただし書の適用を受ける木造の建築物については、鉄骨造の欄の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

津市告示第 4 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 7 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

2 縦覧期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 9 日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 1 9 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

長岡町自治会

三重県津市長岡町 5 8 9 番地

代表者 伊藤 稠

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	池田 貢 三重県津市長岡町 9 5 番地
変更後	伊藤 稠 三重県津市長岡町 5 8 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 3 月 1 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 5 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
久居元町地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市告示第 5 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
豊里ネオポリス地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市告示第 5 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画火葬場
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市告示第 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1 4 2 7 番地 2

代表者 岡 山 朝 生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡 山 八 十 三重県津市安濃町安濃 1 2 9 7 番地 5
変更後	岡 山 朝 生 三重県津市安濃町安濃 1 2 3 0 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 2 月 2 7 日の定期総会において選任され、平成 2 7 年 3 月 6 日から就任することになったため。

津市告示第 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加 5 1 8 番地

代表者 中 川 石 生

2 変更に係る事項

（1）代表者の氏名及び住所

変更前	海 野 洋 二 三重県津市安濃町栗加 3 1 3 番地
変更後	中 川 石 生 三重県津市安濃町栗加 9 1 9 番地

（2）目的

変更前	第 1 条 本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃等区域内の整備の環境 (3) 集会施設の維持管理 (4) 栗加区防災活動 (5) 栗加区自治会財産の保全管理
-----	--

変更後	第1条 本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。役員は次の各号により選出する。<u>下記活動は栗加環境保全会と共同で企画・立案、運営を行うことがある。</u> (1)回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2)美化・清掃等区域内の整備の環境 (3)集会施設の維持管理 (4)栗加区防災活動 (5)栗加区自治会財産の保全管理
-----	---

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成27年2月8日の定期総会において新任され平成27年2月23日から就任することになったため。また、平成26年9月21日の総会において規約の改正があったため。

津市公告第 2 4 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 7 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

427030232

公 告 日	平成27年3月2日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課
工 事 名	平成26年度農基災補第90号 日南田水路（水路橋）災害復旧工事			
工事場所	津市 美里町日南田		地内	
工事概要	鋼製掛樋 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年3月31日 まで			
発注業種	鋼構造物			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 鋼構造物工事で発注された支間長14m以上の鋼製水路橋又は鋼製水管橋の製作又は架設工事。ただし、下請についても鋼構造物工事に限る。		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(※)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）（※）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成24年10月1日～平成25年9月30日）			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年3月13日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成27年3月13日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年3月5日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	平成27年3月10日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成27年3月13日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成27年3月18日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	3,038,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 （※）配置技術者については、2，500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとする。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。（※設計図書特記仕様書参照のこと）			

津市公告第 25 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 27 年 3 月 2 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河辺町字池尻 1436 番 1 ほか 47 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県大垣市神田町二丁目 55 番地
T S U C H I Y A 株式会社
代表取締役 土屋智義

津市公告第 26 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定にかかる道路の種類

法第 42 条第 1 項第 5 号

2 指定の年月日

平成 27 年 3 月 2 日

3 指定道路の位置

津市大園町 24-65、24-66、赤道の一部

4 指定道路の延長及び幅員

延長 21.07 メートル

幅員 4.00 メートル

津市公告第 27 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 27 年 3 月 4 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市南河路字宮西 246 番ほか 10 筆、同所字宮東 290 番 1 ほか 2 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市東区白壁一丁目 54 番地

学校法人 名古屋文化学園

理事長 加藤 紳一郎

津市公告第 28 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 29 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成 27 年 3 月 17 日から 2 週間、津市下水道部下水道政策課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 供用及び処理を開始する年月日

平成 27 年 3 月 31 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

雲出伊倉津町の一部、高茶屋小森町の一部、高茶屋一丁目の一部、垂水の一部、藤方の一部、半田の一部、津興の一部、下弁財町津興の一部、西阿漕町岩田の一部、柳山津興の一部、大園町の一部、久居小野辺町の一部、久居元町の一部、香良洲町稲葉の一部、香良洲町馬場の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町井関の一部、一志町高野の一部、一志町八太の一部、白山町上ノ村の一部、白山町南出の一部

(3) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町 52 番地の 5

雲出川左岸浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

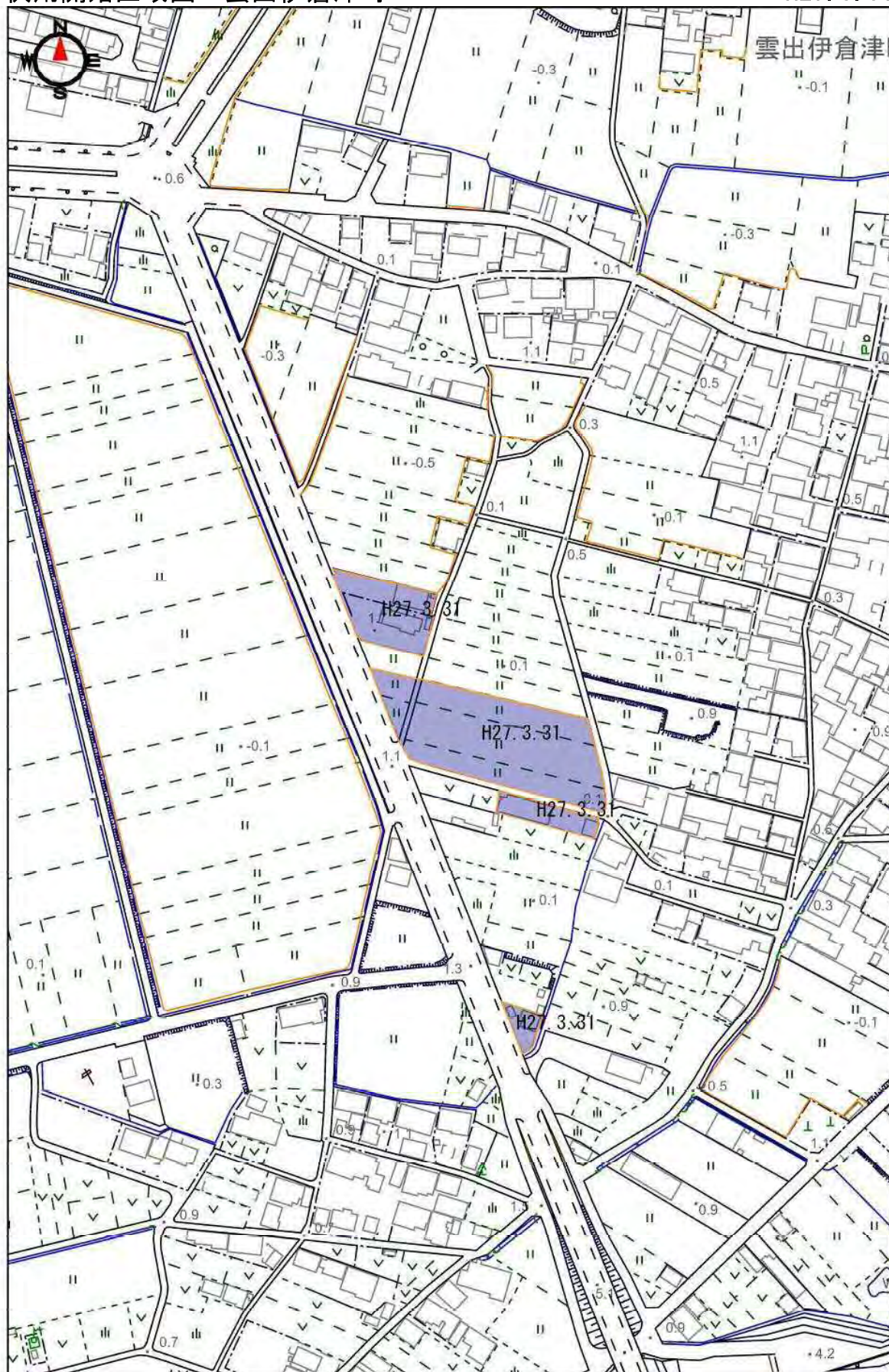
松阪市高須町 3922

松阪浄化センター

(3) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

津市芸濃町棕本 2 5 7 6

津市棕本浄化センター



0 100m
1:2,500

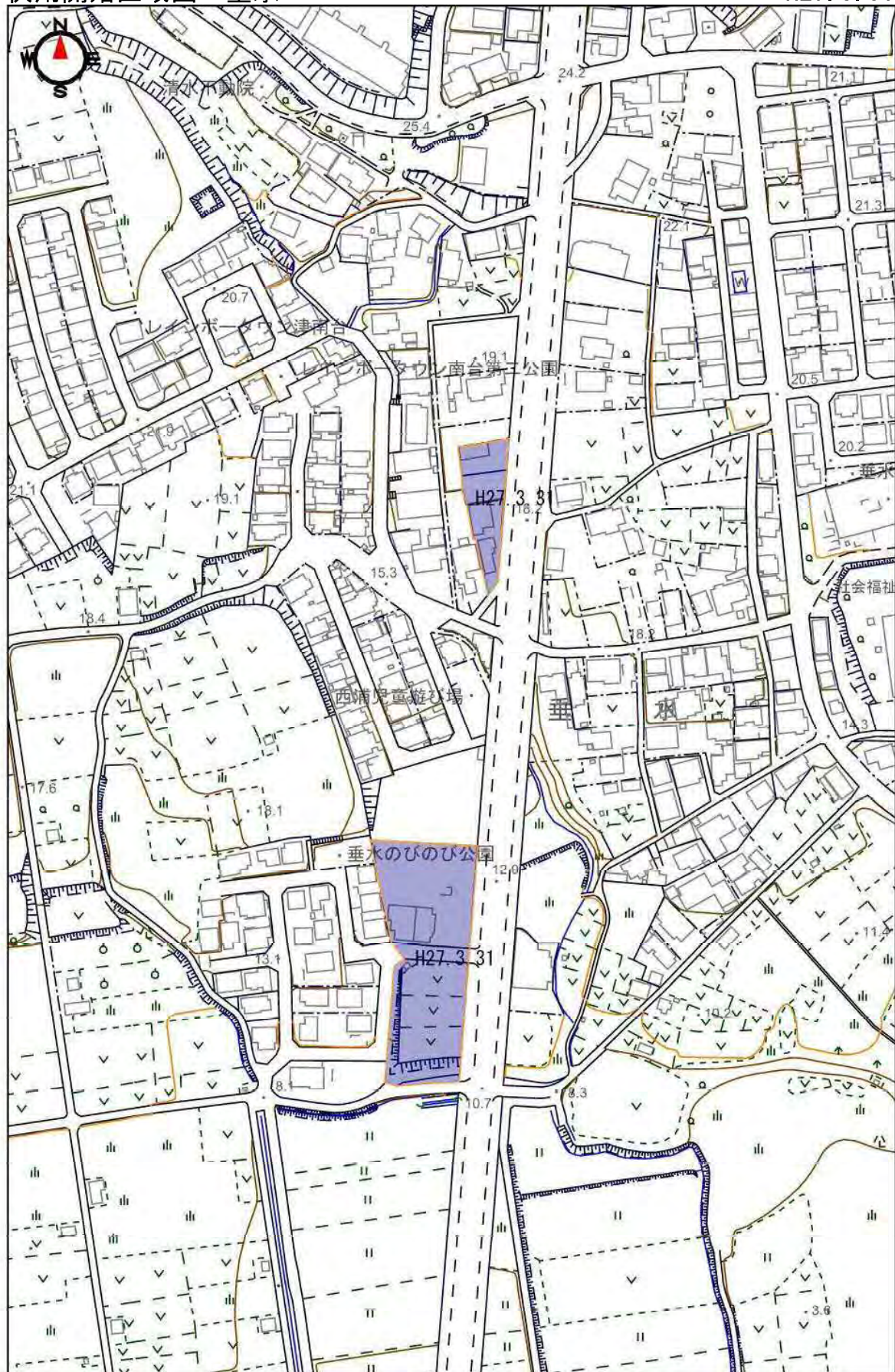
津第1処理分区



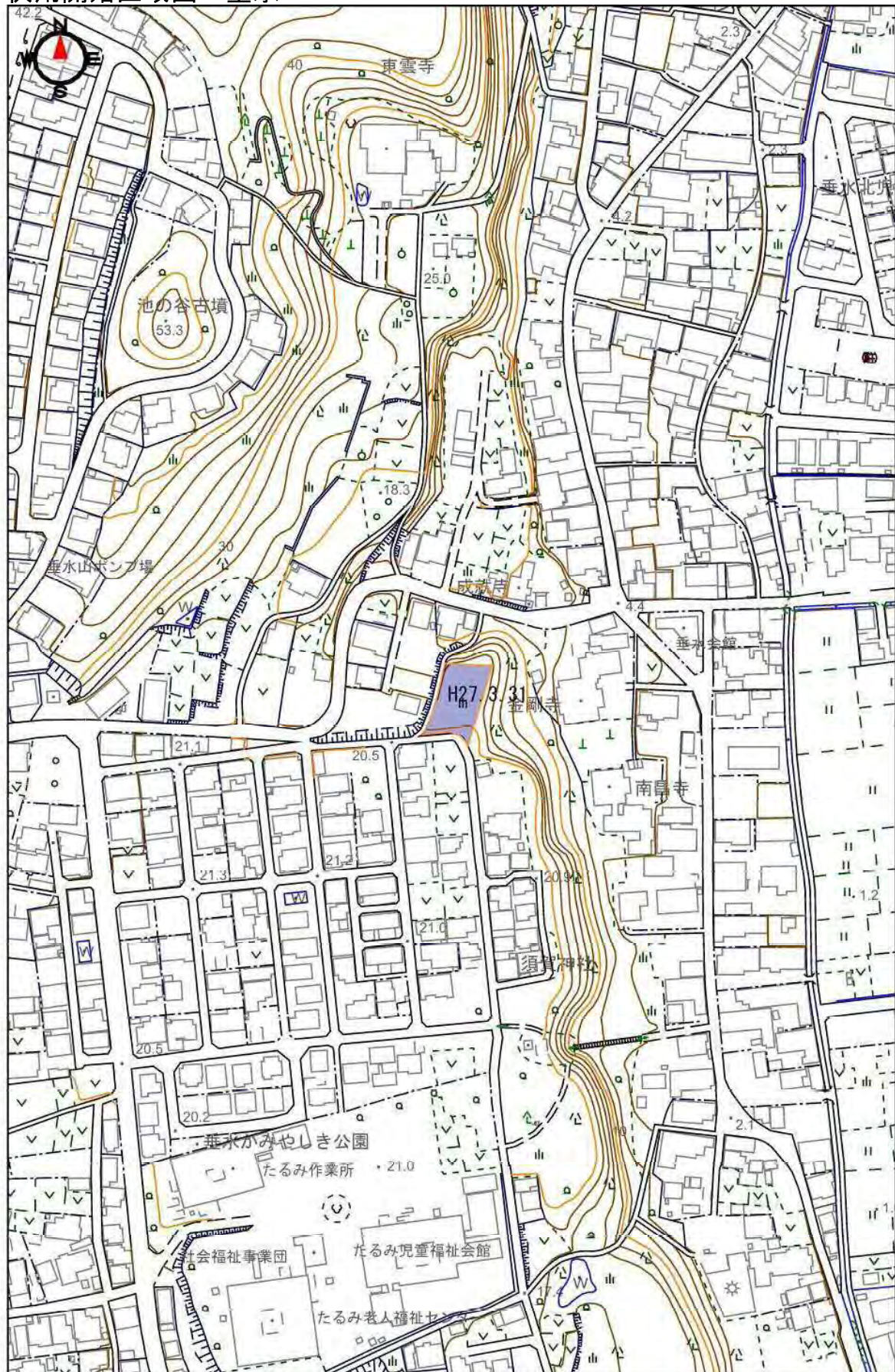
津第3-2处理分区

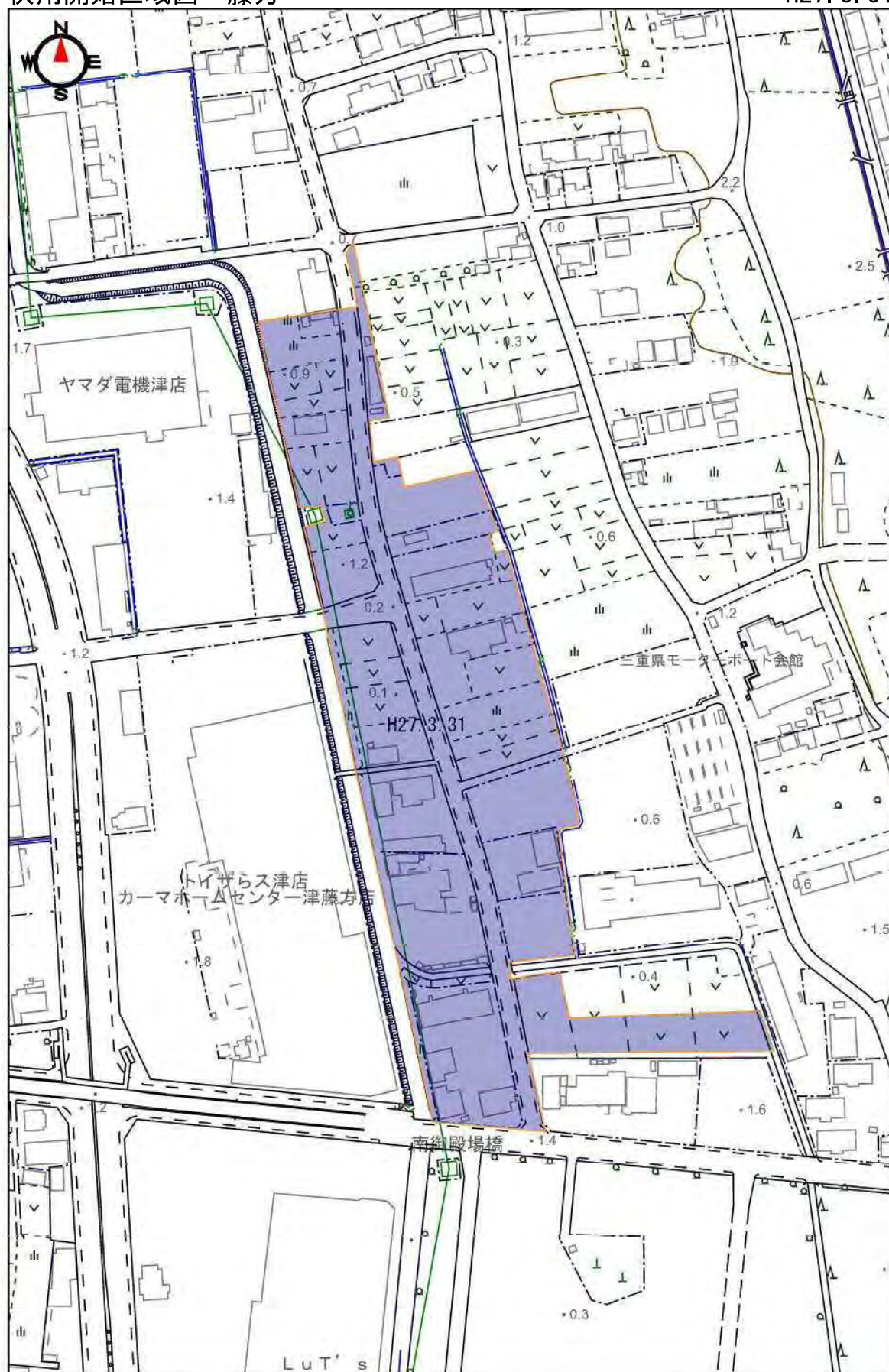


0 100m
1:2,500



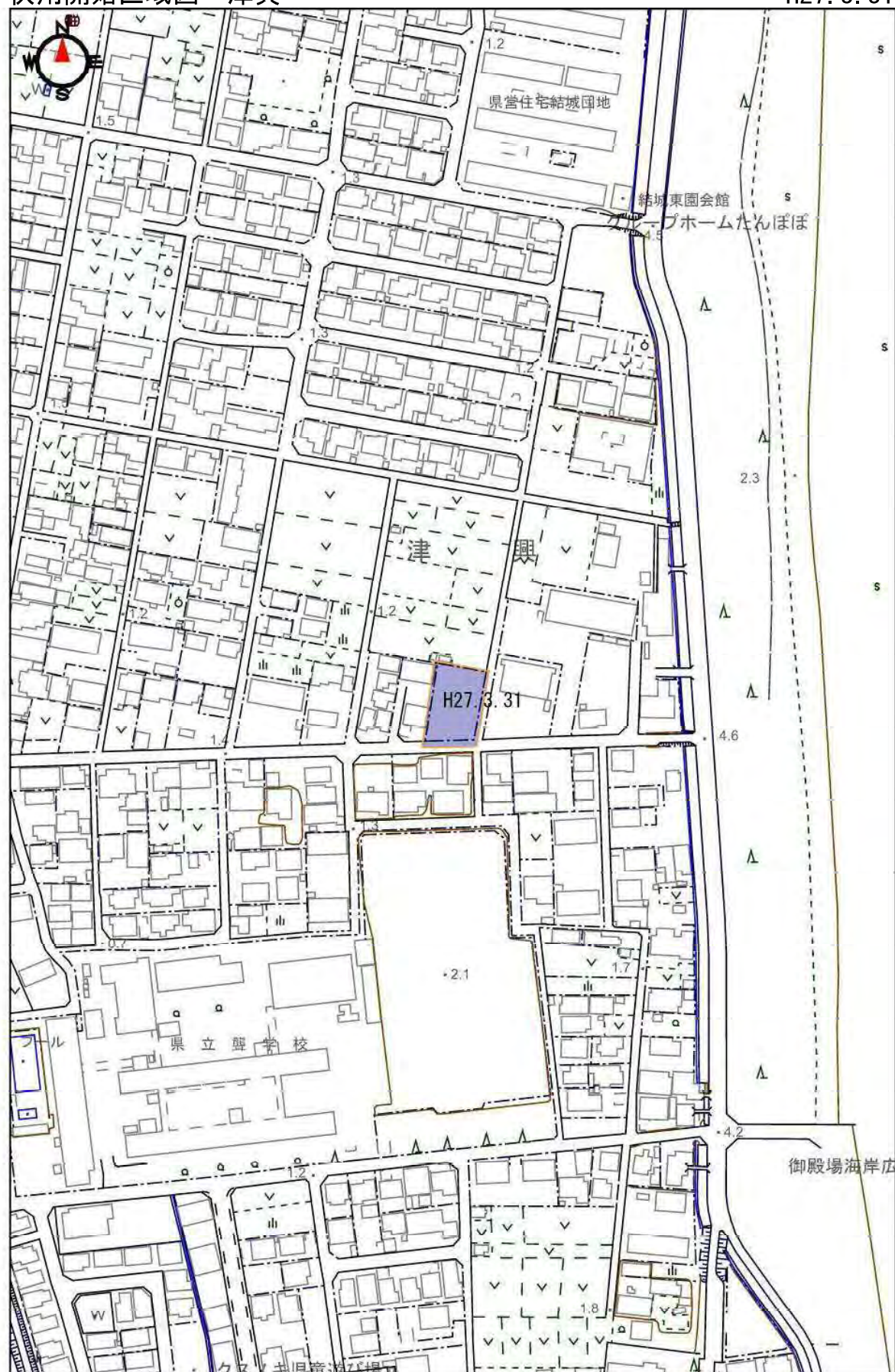
0 100m
1:2,500



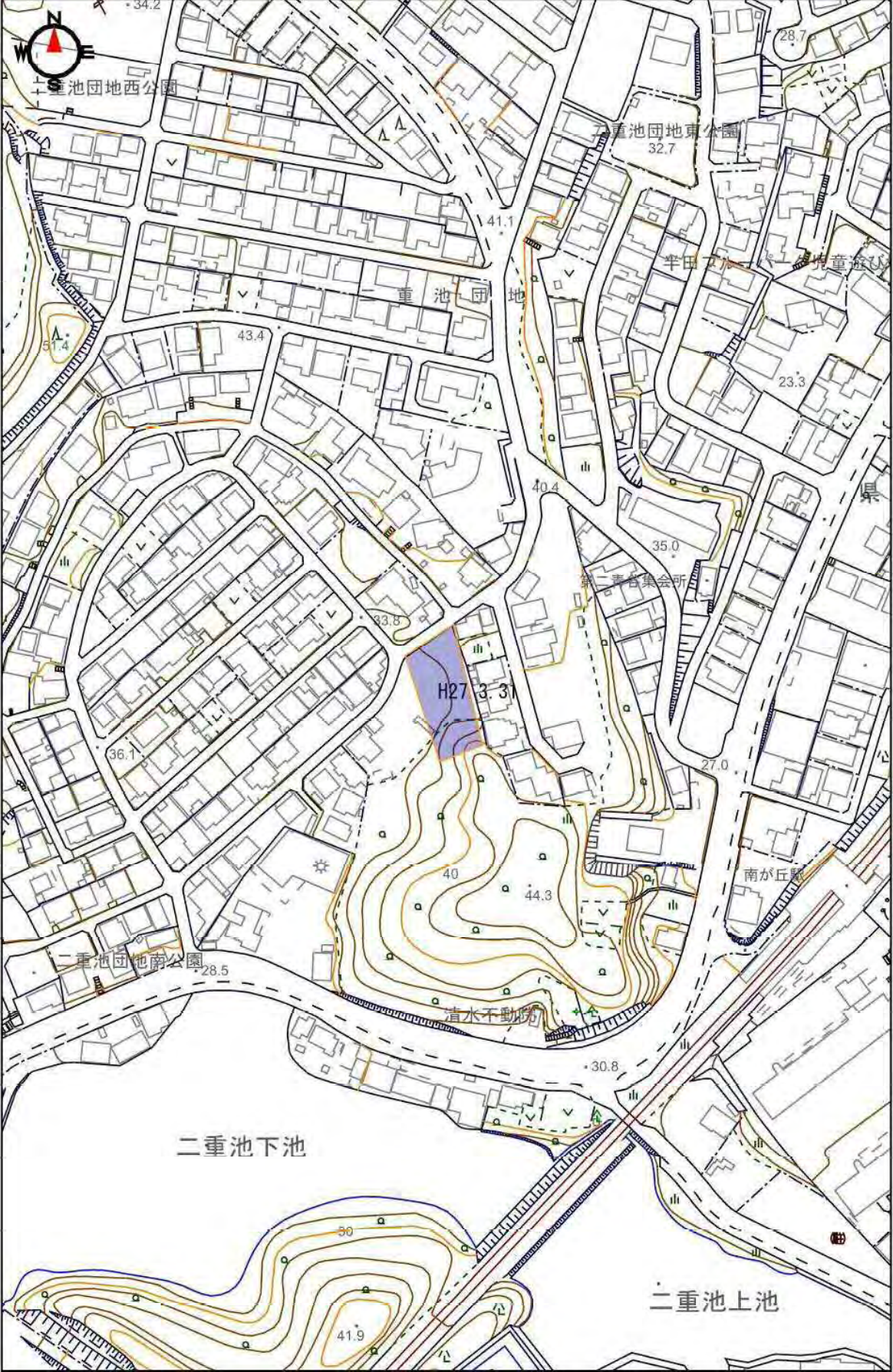


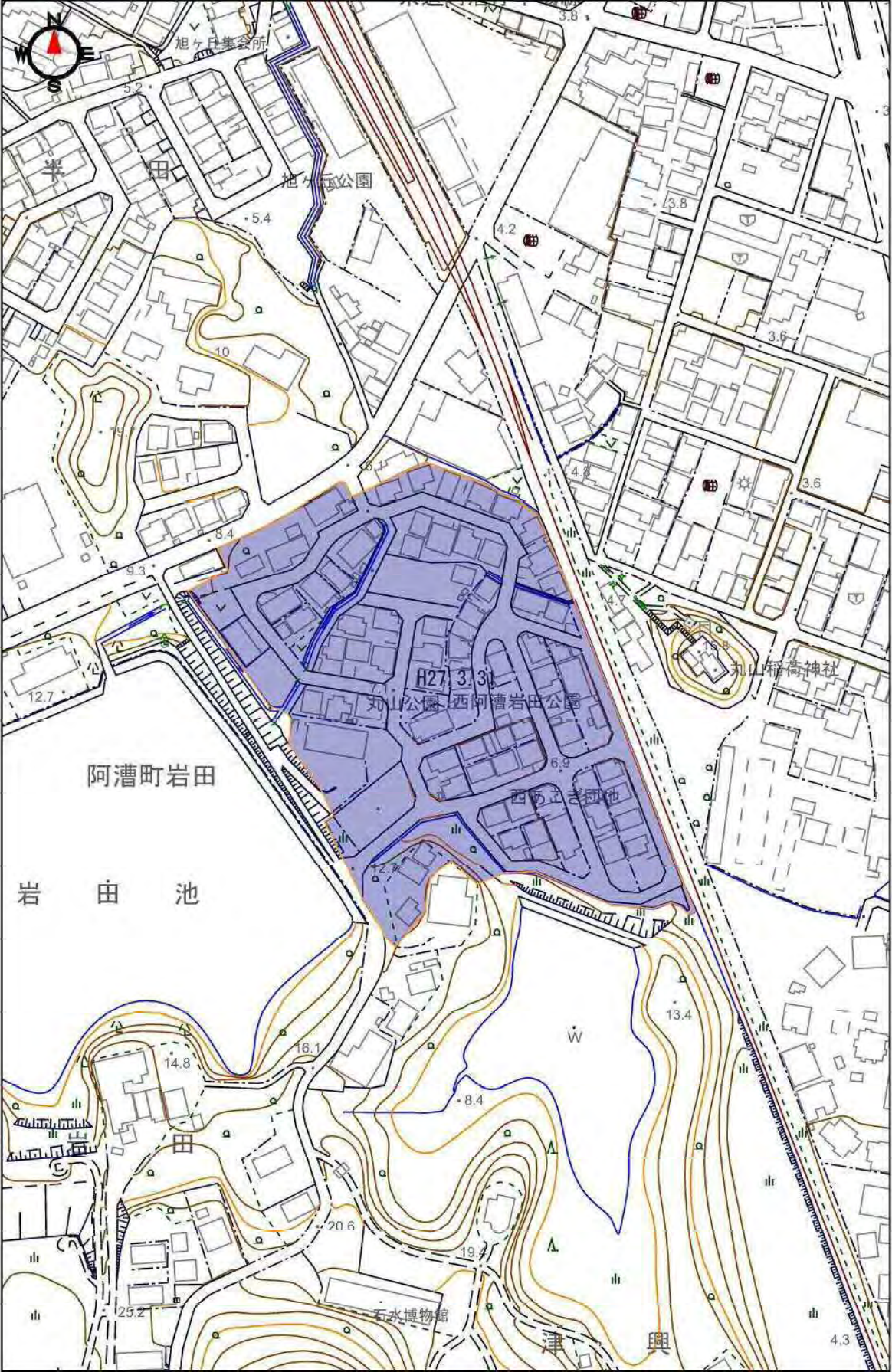
0 100m
1:2,500

津第5-1処理分区

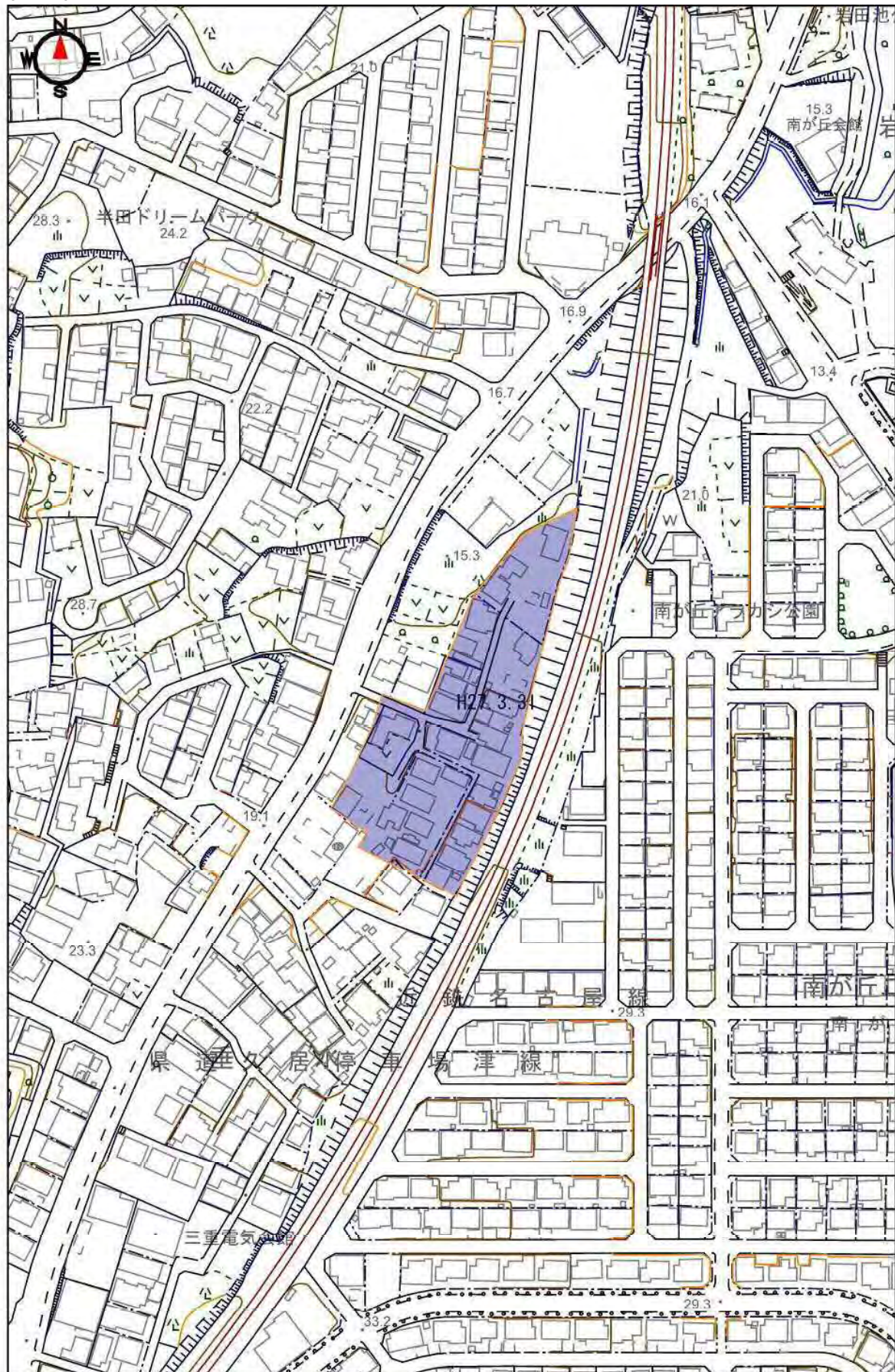


0 100m
1:2,500



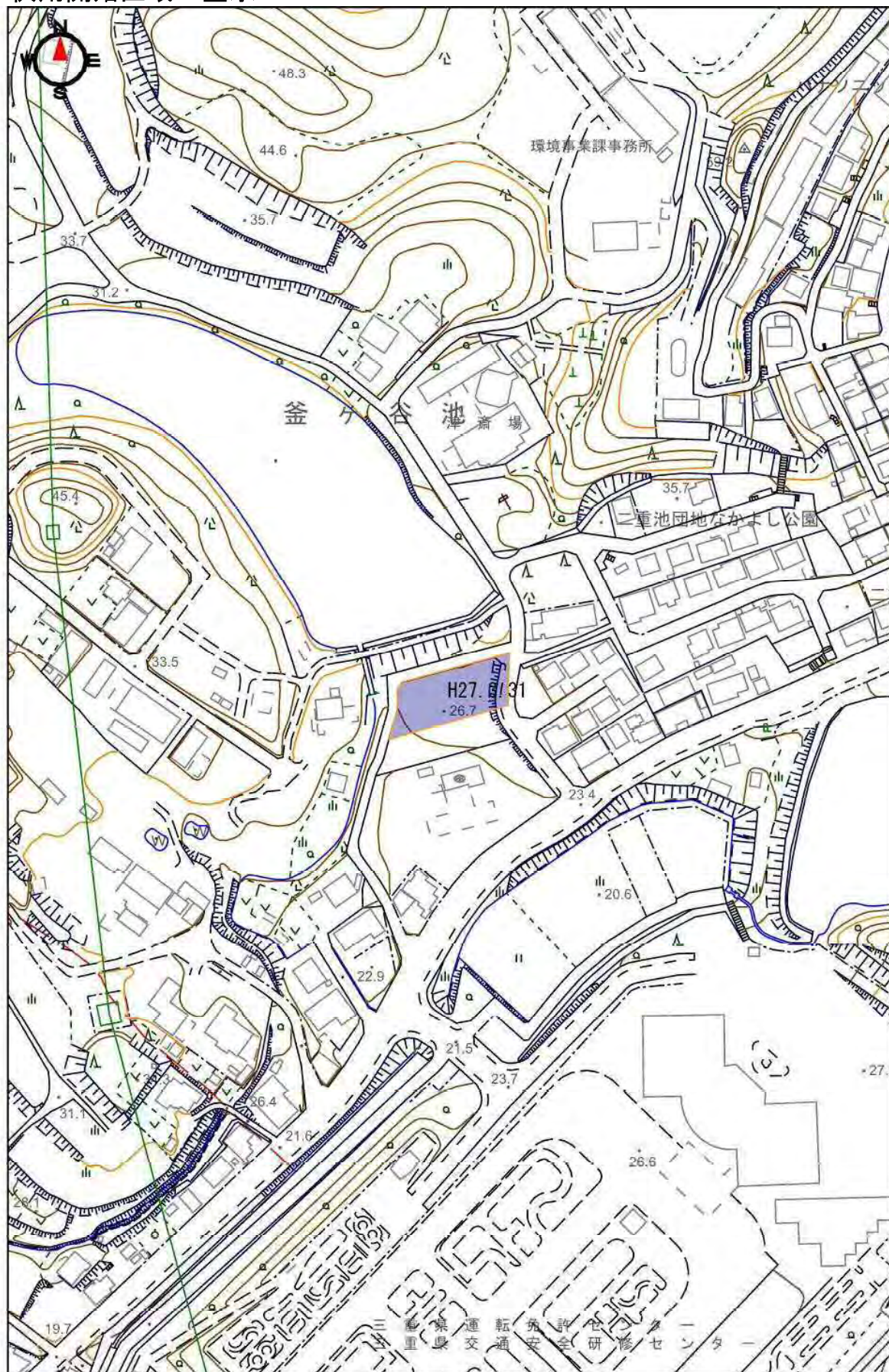


0 100m
1:2,500

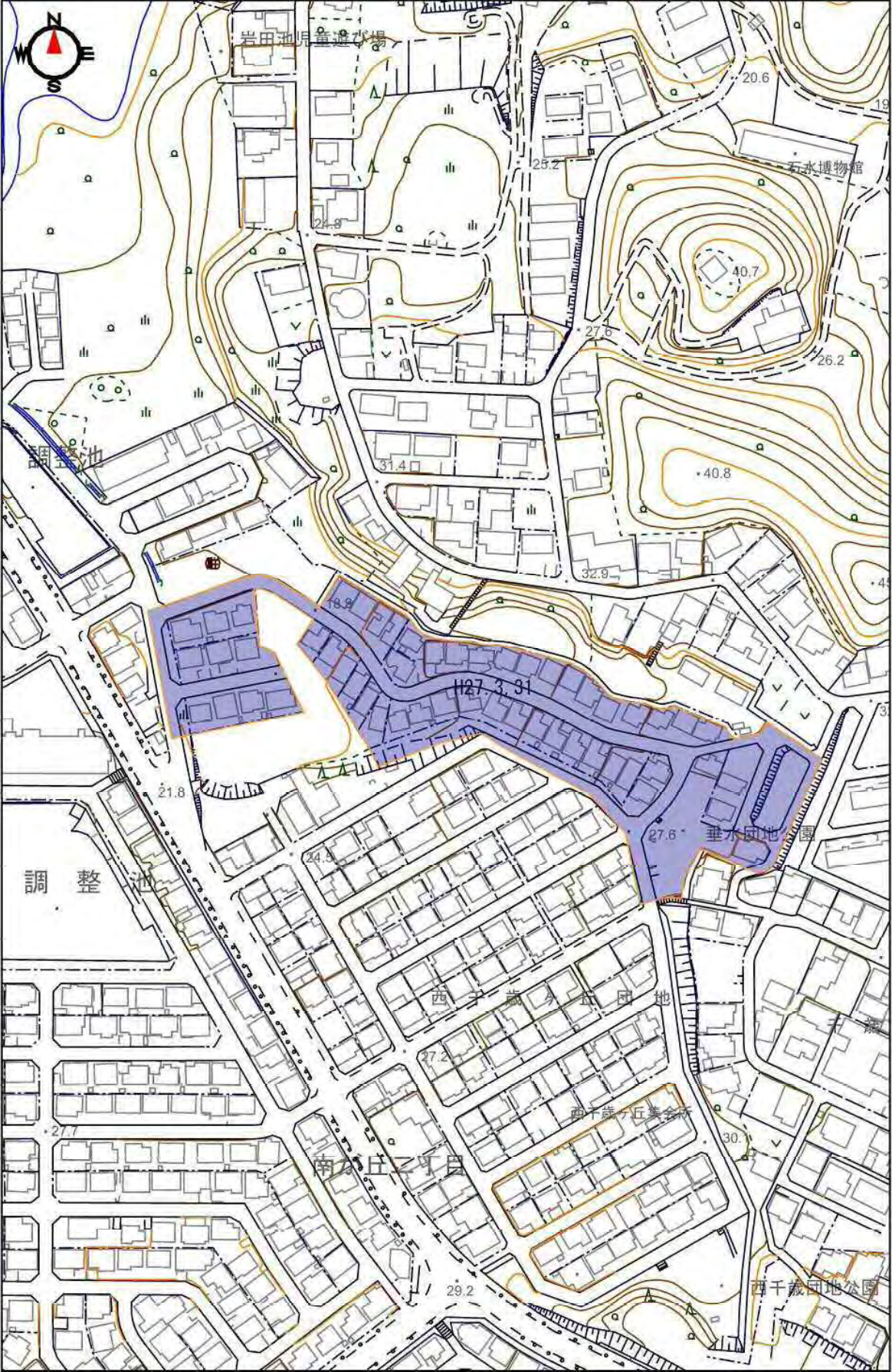


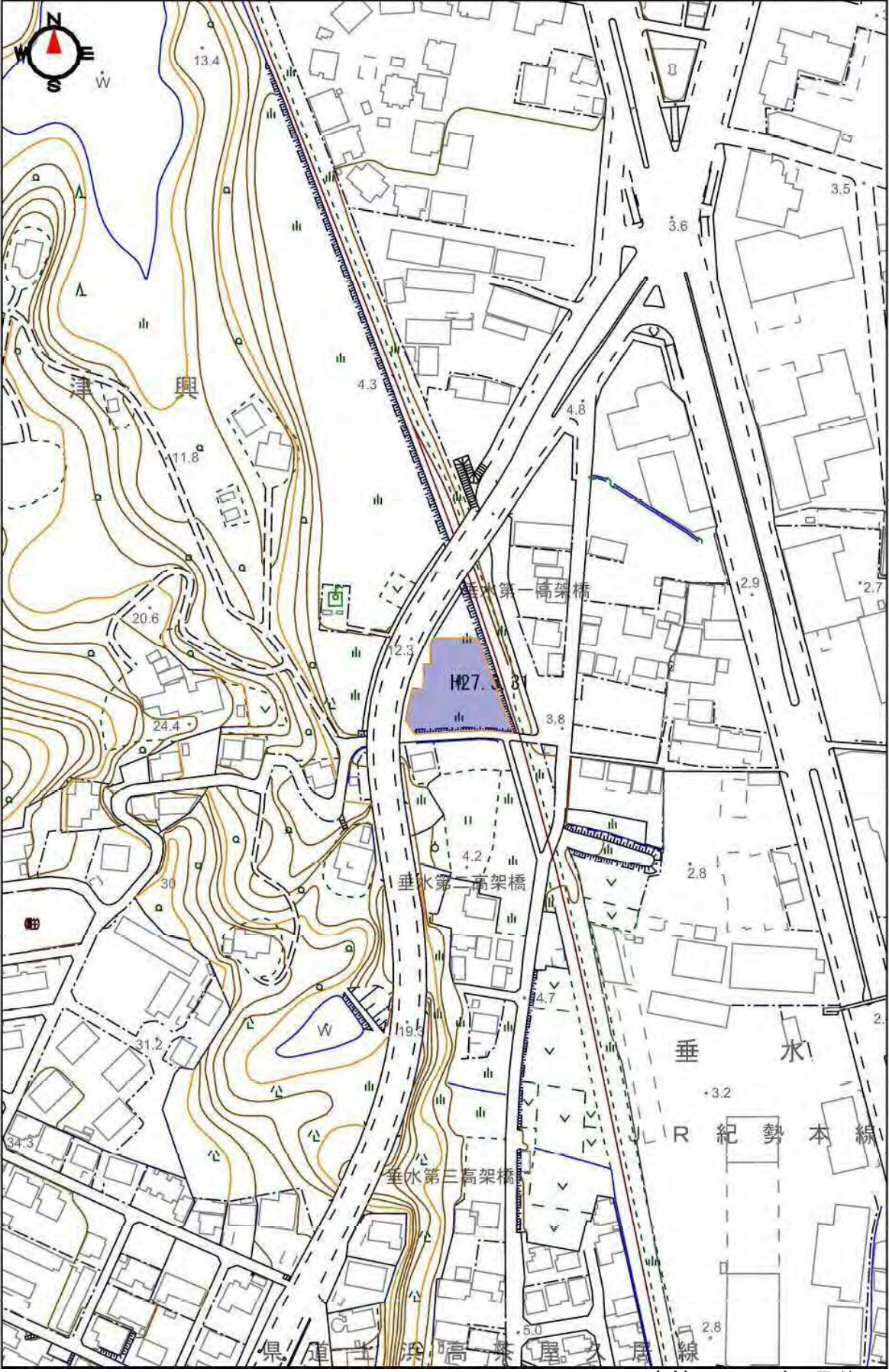
0 100m
1:2,500

津第5-3処理分区



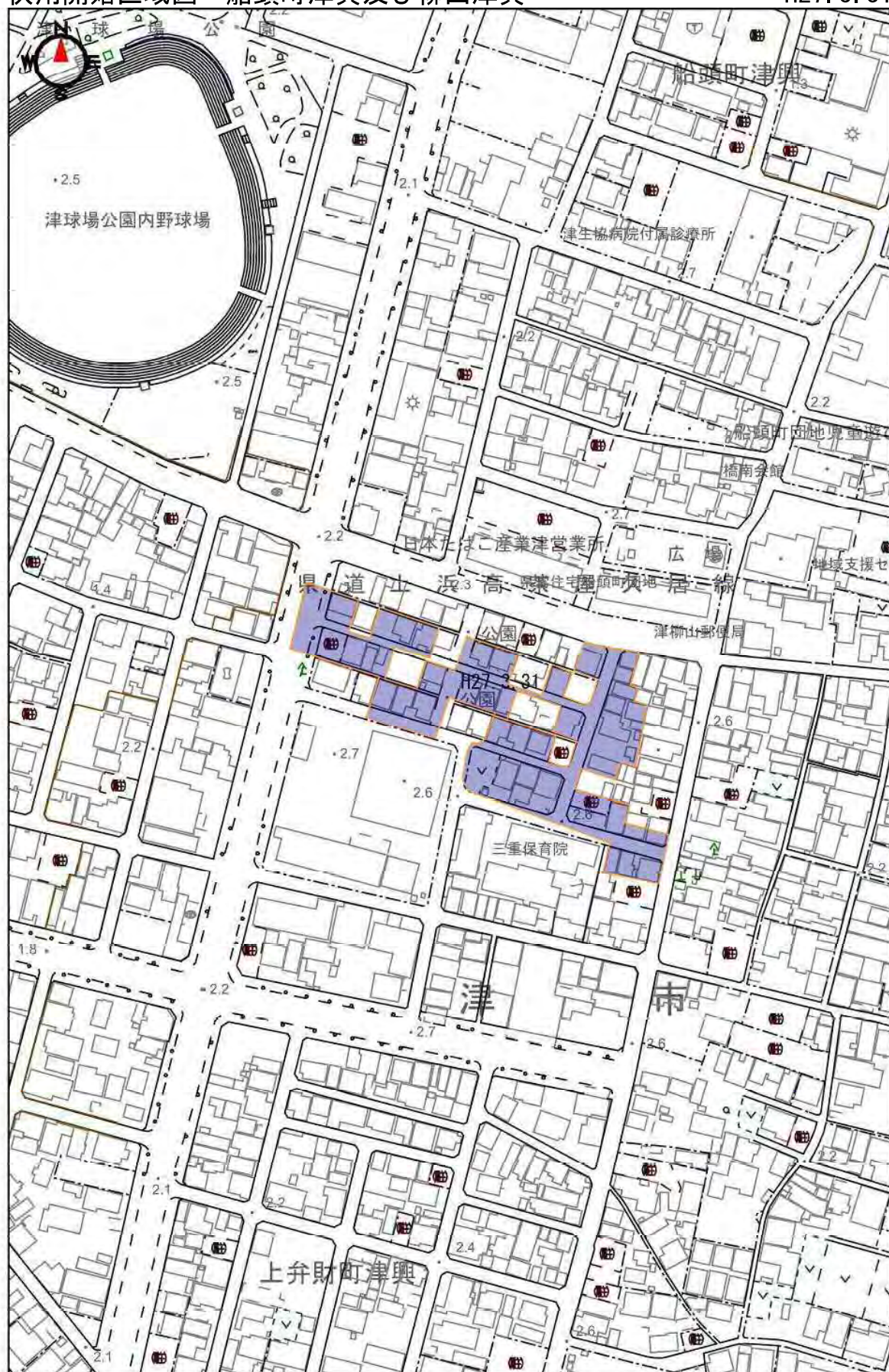
0 100m
1:2,500

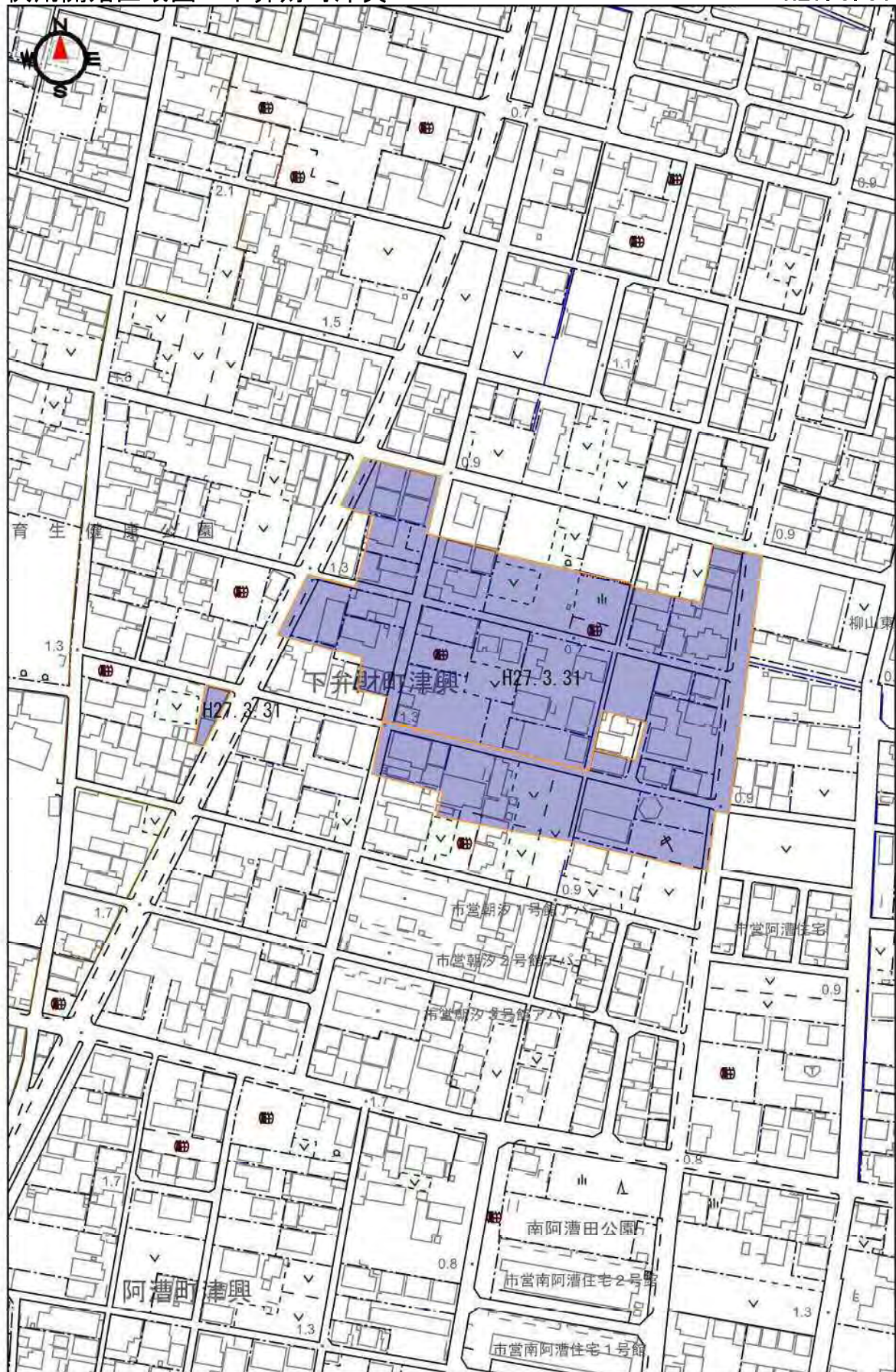




0 100m
1:2,500

津第5-3处理分区







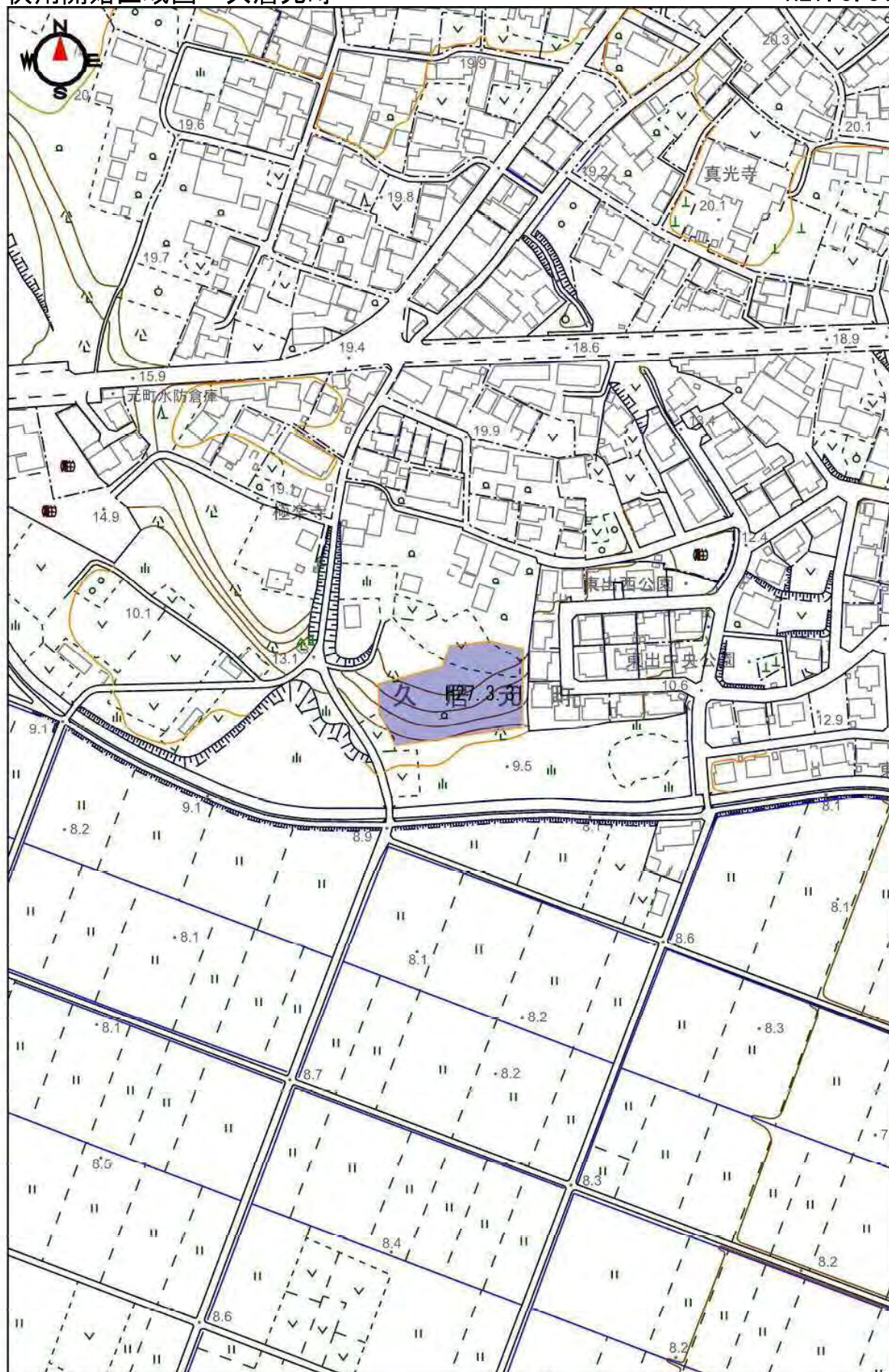


0 100m
1:2,500



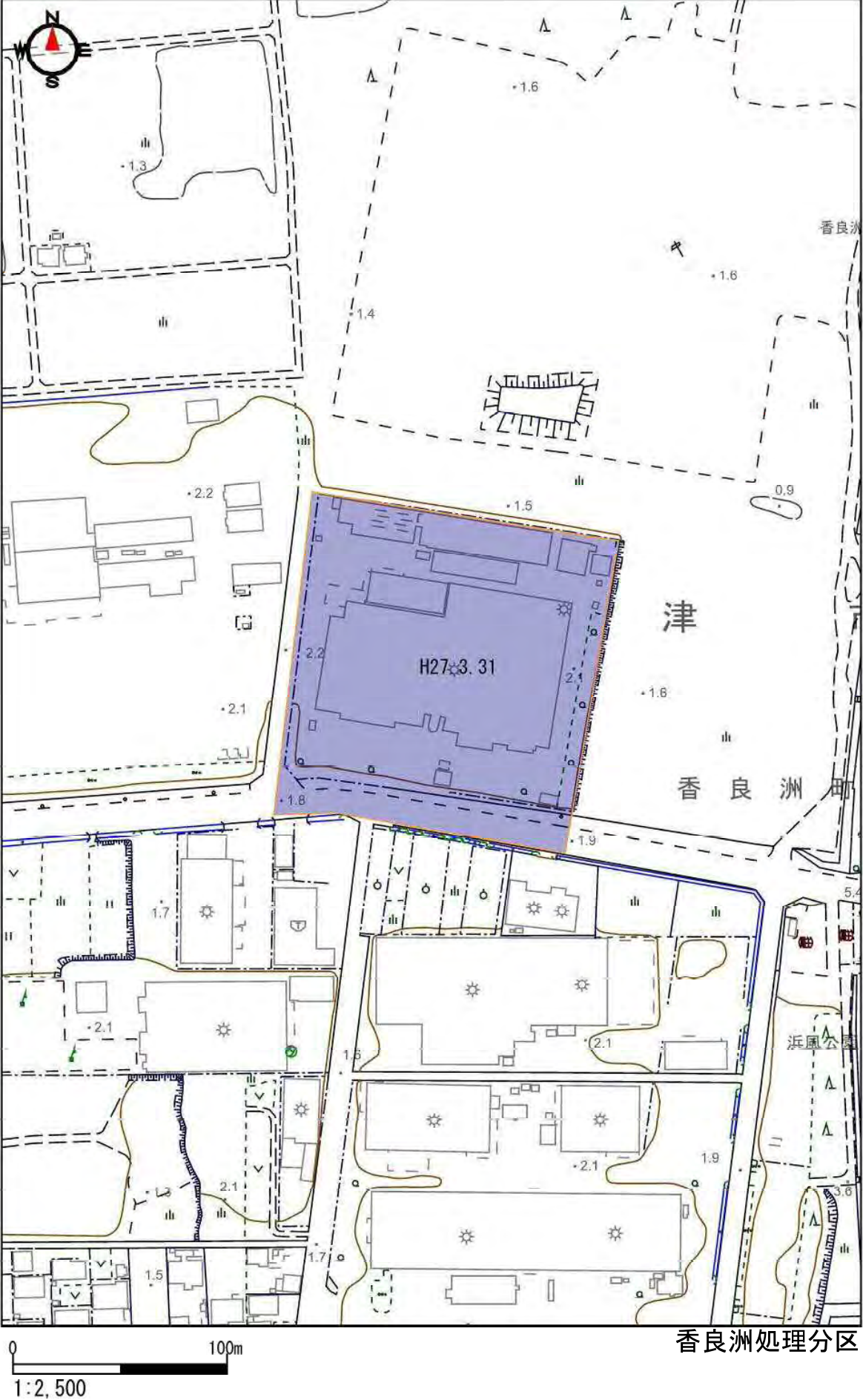
0 100m
1:2,500

久居北部処理分区



0 100m
1:2,500

久居南部処理分区



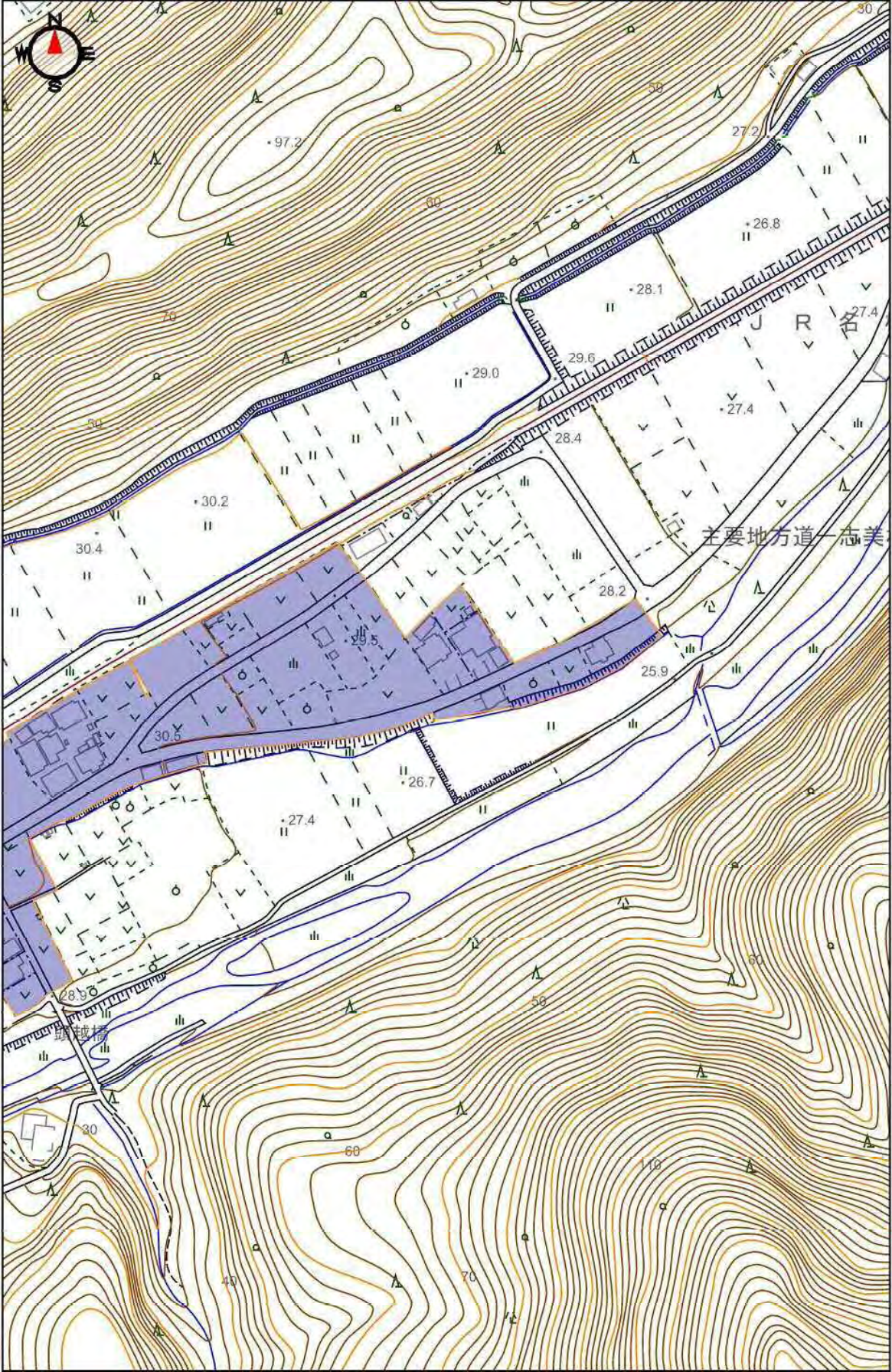
供用開始区域図 香良洲町馬場

H27. 3. 31



0 100m
1:2,500

香良洲処理分区

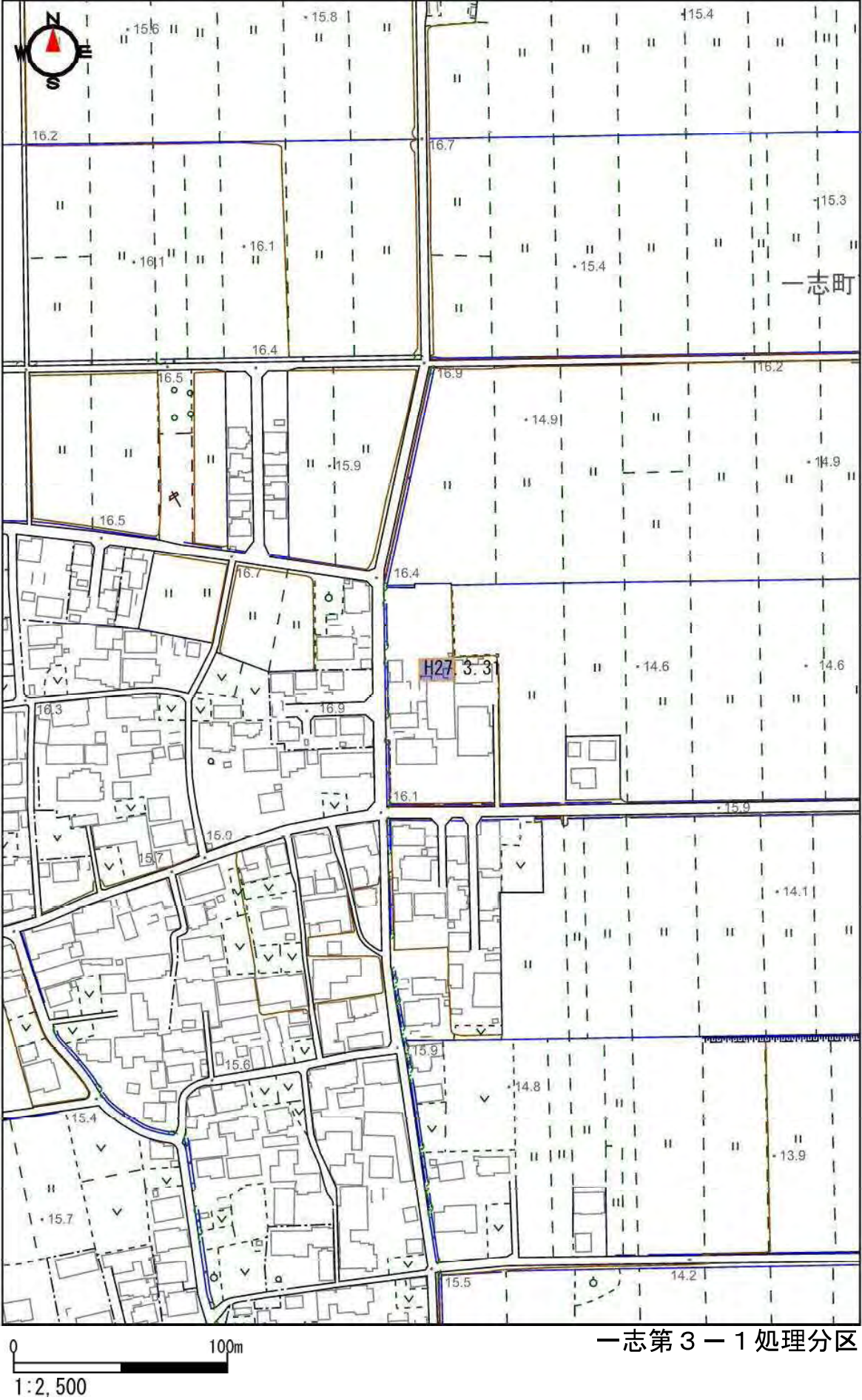


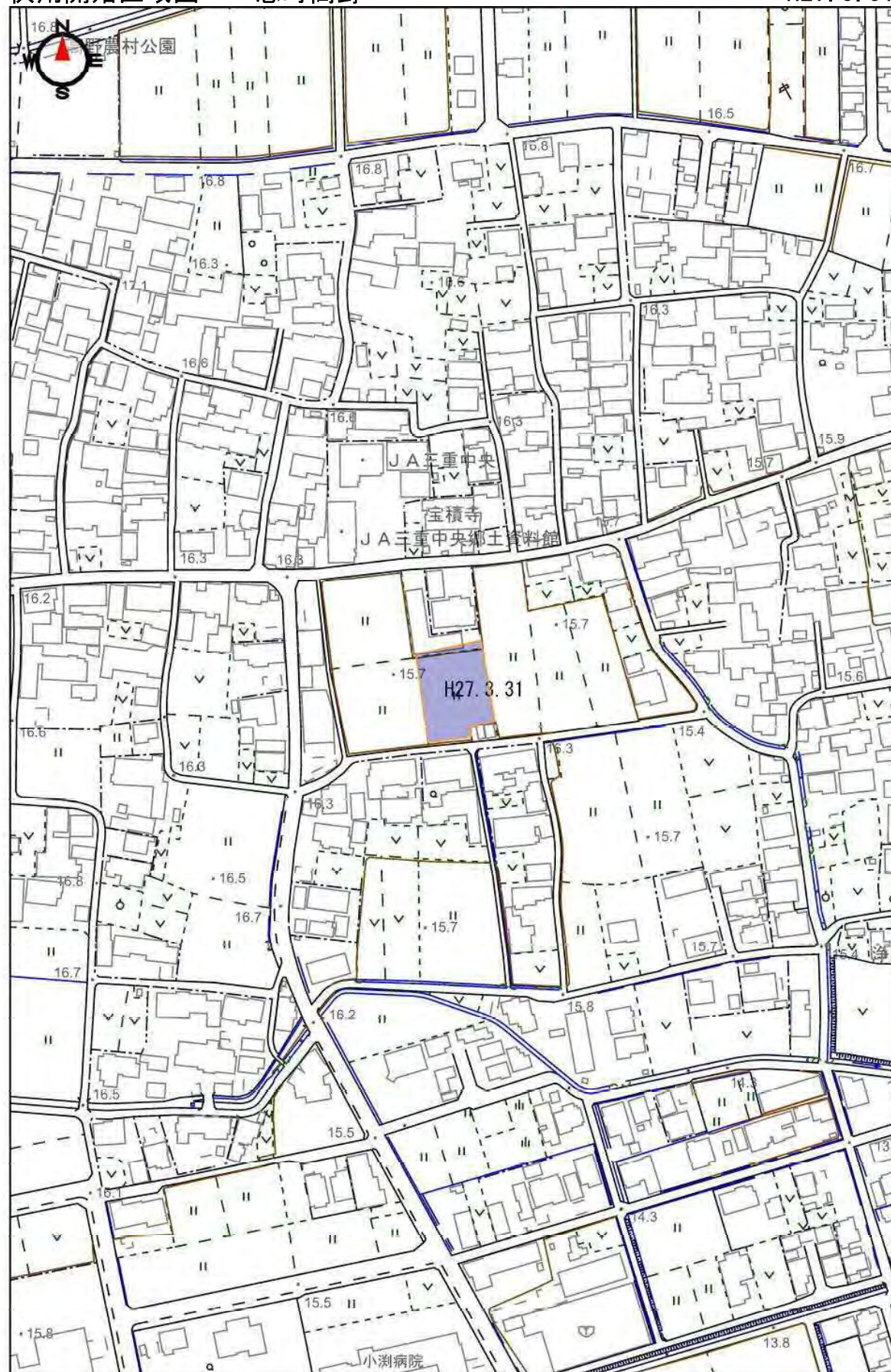
0 100m
1:2,500

一志第2处理分区

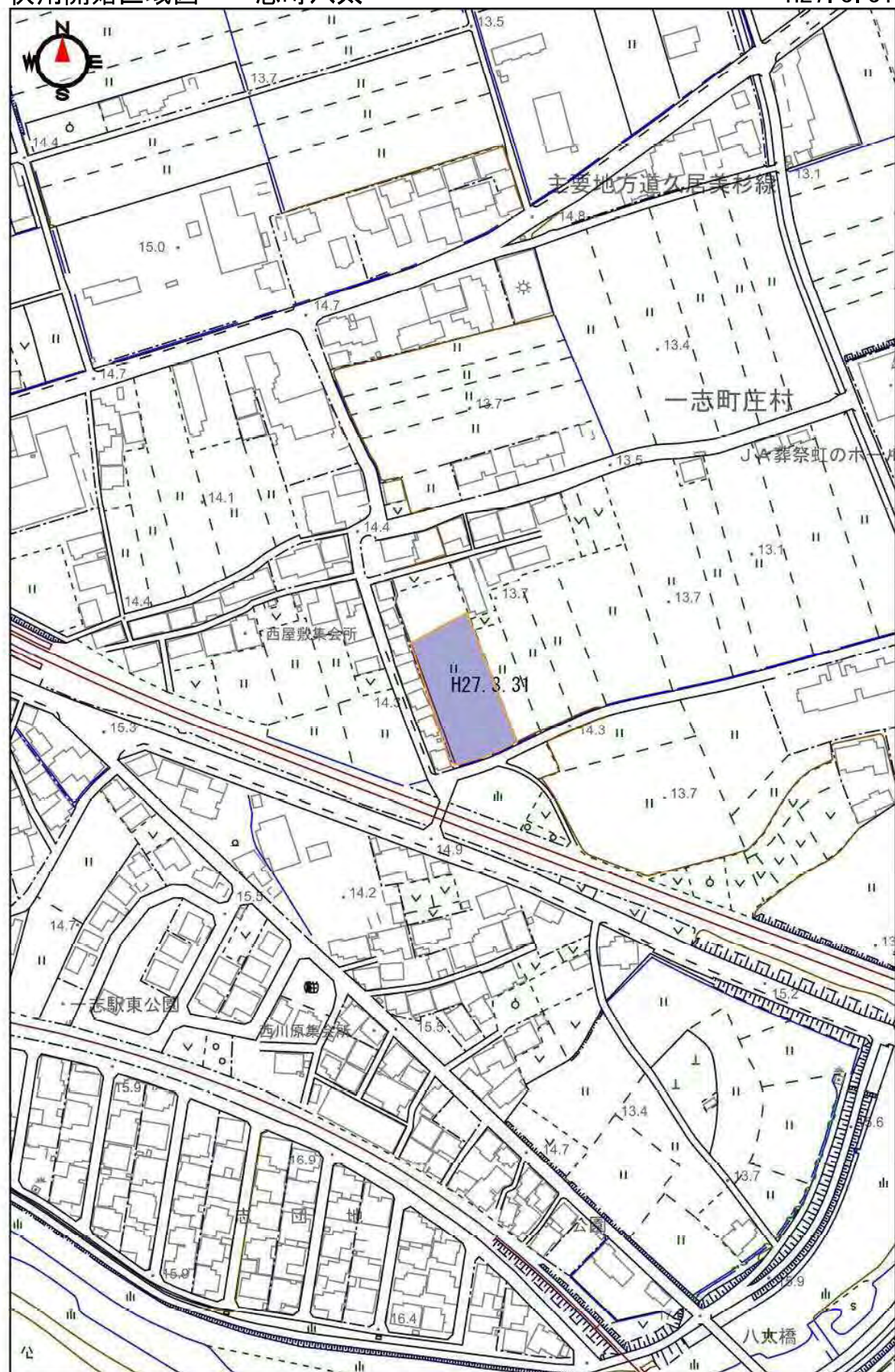


0 100m
1:2,500

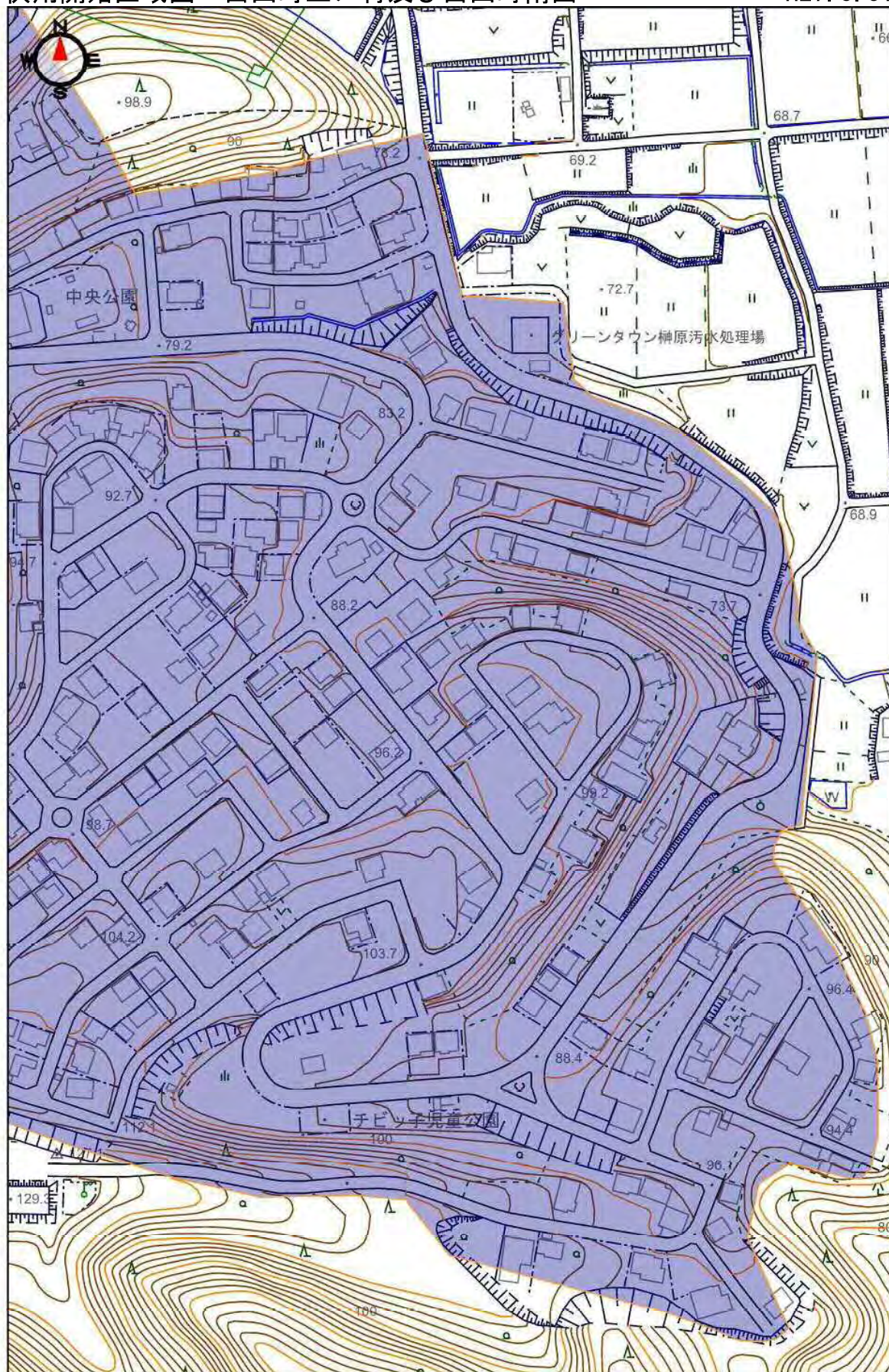




0 100m
1:2,500



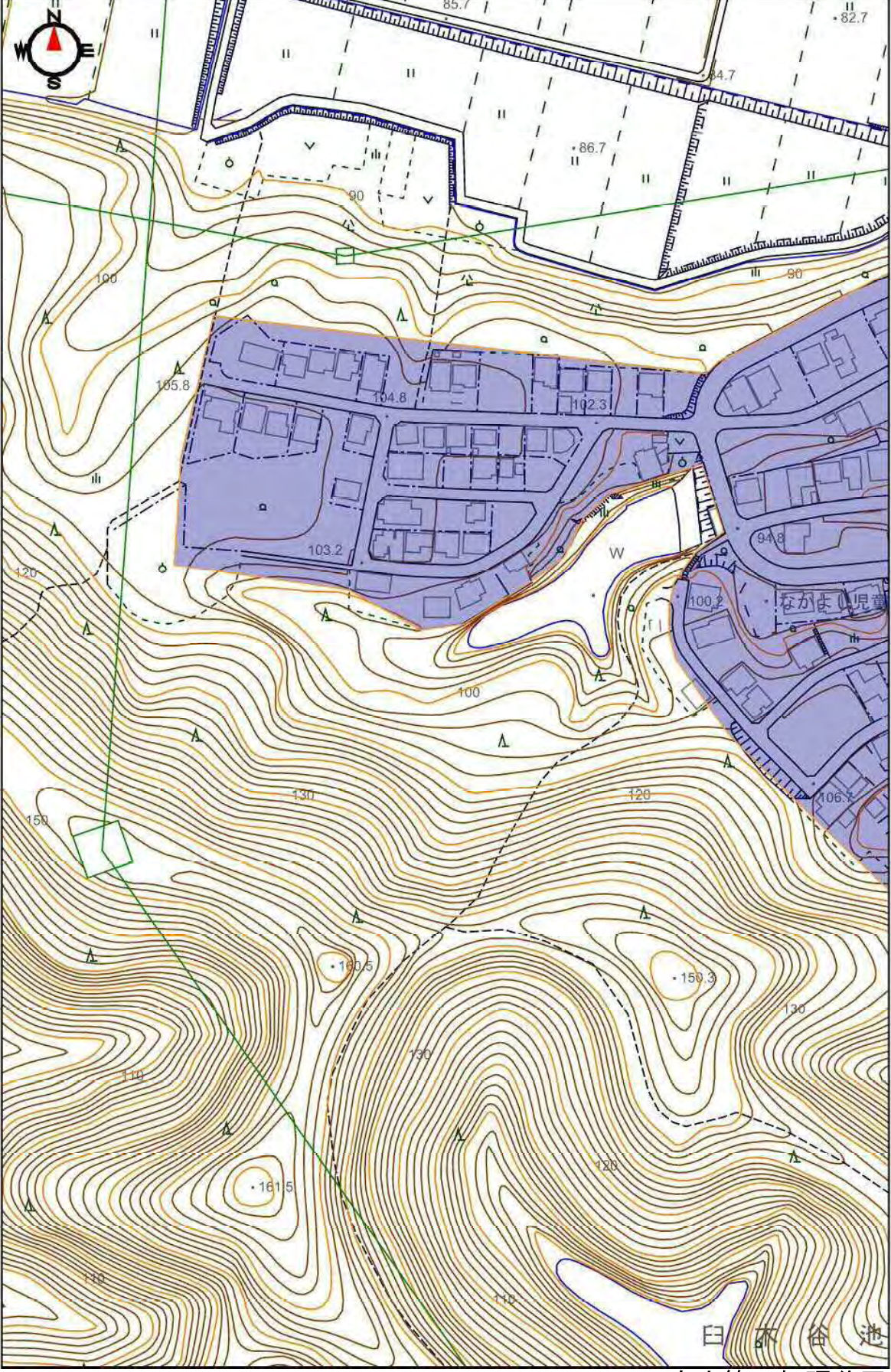
0 100m
1:2,500





0 100m
1:2,500

白山第5処理分区分区

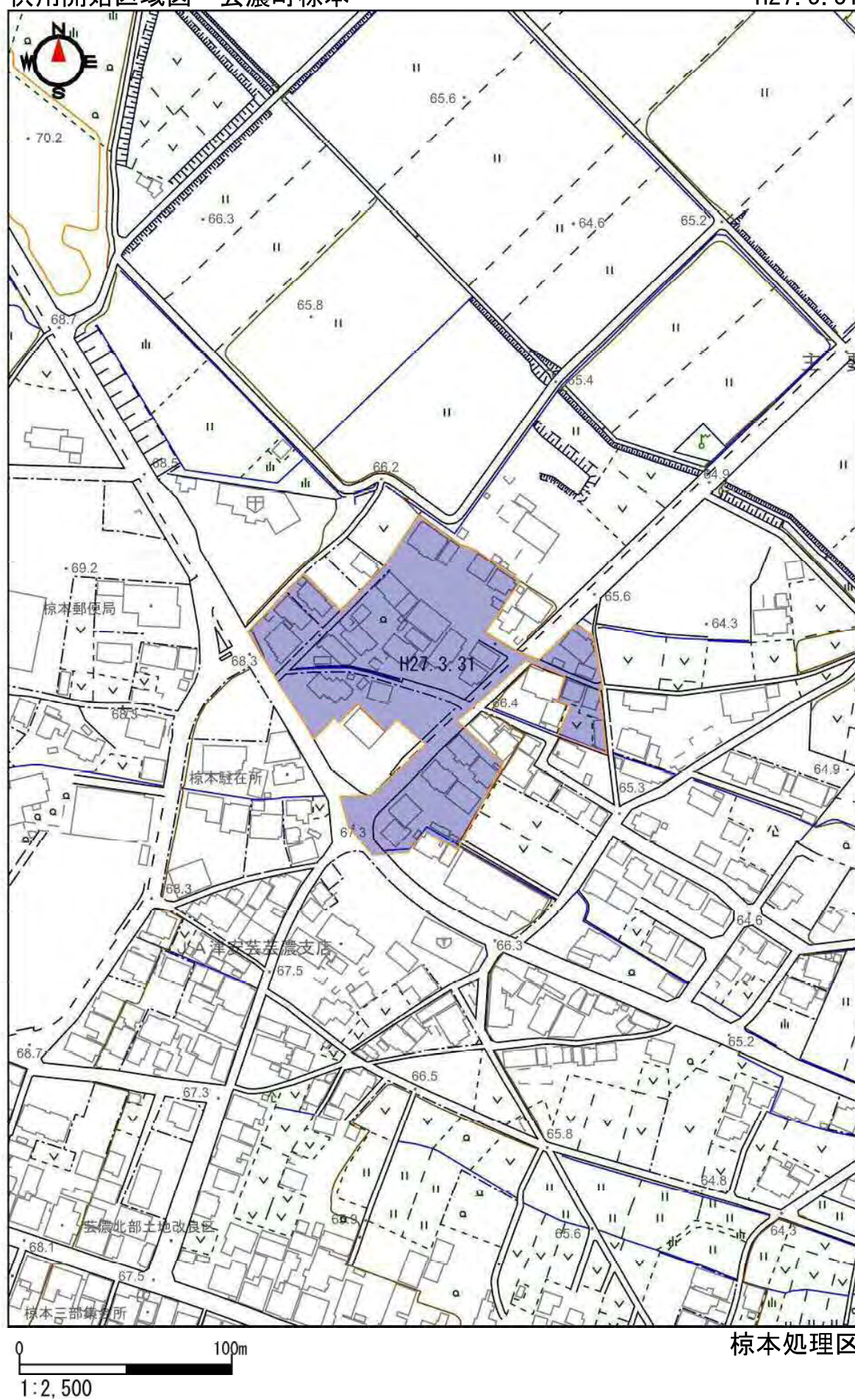


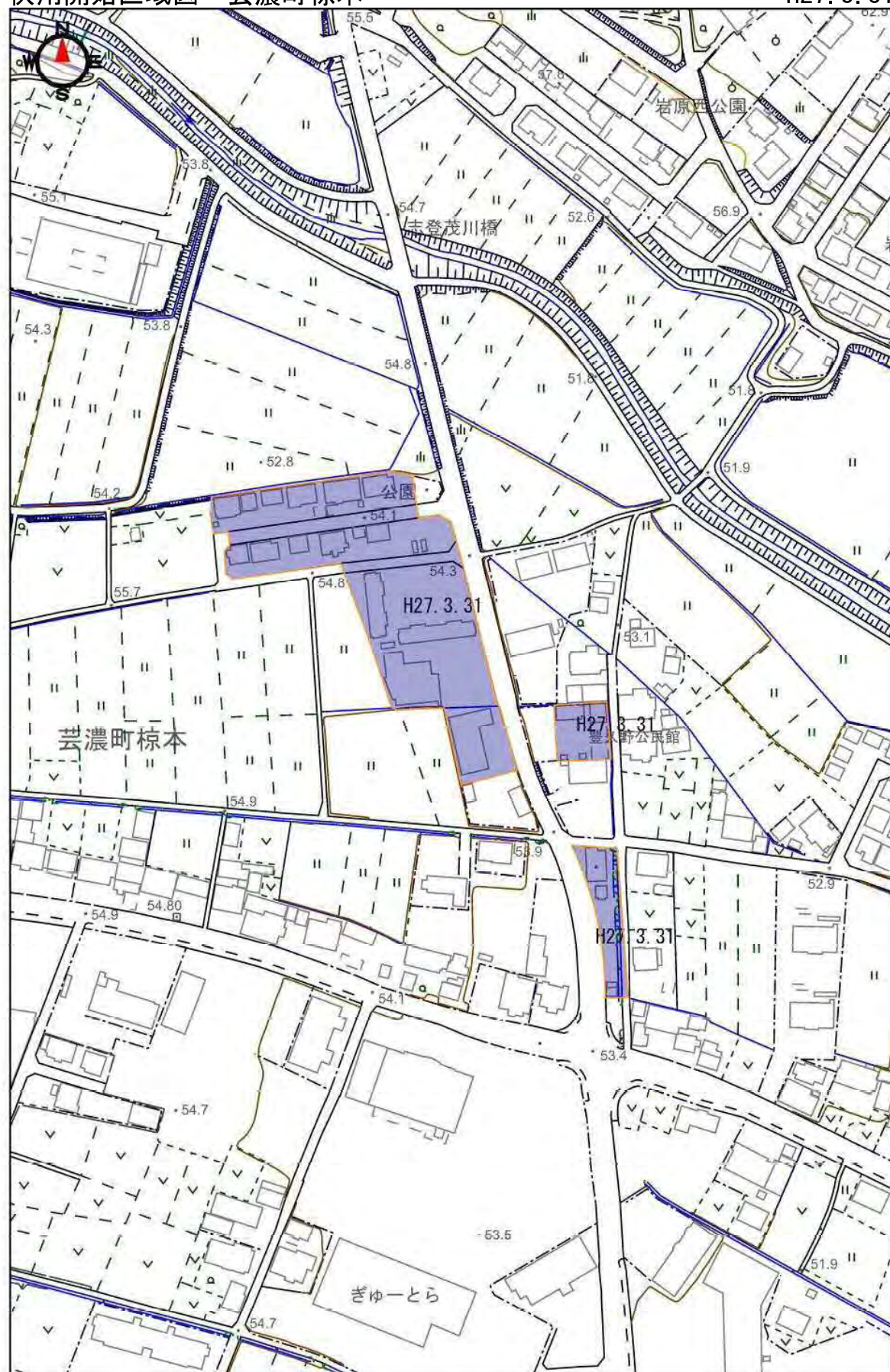
0 100m
1:2,500

白山第5処理分区

供用開始区域図 芸濃町棕本

H27. 3. 31





0 100m
1:2,500

棕本処理区

津市公告第 3 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 7 年 3 月 6 日

2 抑留期間 平成 2 7 年 3 月 1 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市戸木町	ゴールデン レトリバー	茶	雄	大型	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市水道局告示第 2 号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水工事の事業を廃止したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

平成 2 7 年 3 月 5 日

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
株式会社鈴木設備	津市津興 1 0 4 番地	平成 27 年 2 月 25 日

津市水道局告示第 3 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 7 年 3 月 5 日

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社アクアライン	津市大倉 1 1 番 2 4 号	平成 2 7 年 2 月 2 6 日

津市水道局告示第 4 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 7 年 3 月 9 日

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社彩	津市香良洲町 5 9 5 1 番地 1	平成 2 7 年 3 月 3 日

津市水道局告示第 5 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社土井商店	四日市市水沢町 2568 番地の 2	平成 2 7 年 3 月 5 日

津市選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおり告示する。

平成26年津市選挙管理委員会告示第76号は廃止する。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 50分の1の数 4, 564人
- 2 6分の1の数 38, 027人
- 3 3分の1の数 76, 054人

津市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成27年3月25日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法23条第2項の規定により告示する。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市西丸之内23番1号 津市本庁舎8階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第 11 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定により、平成 27 年 4 月 2 日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法 23 条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市西丸之内 23 番 1 号 津市本庁舎 8 階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第 12 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項及び第 5 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）第 85 条の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 くじを行う日時 平成 27 年 3 月 26 日 午後 5 時 30 分
- 2 くじを行う場所 津市本庁舎 8 階 大会議室 A

津市選挙管理委員会告示第13号

平成27年4月12日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 くじを行う日時 平成27年4月3日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 津市本庁舎8階 大会議室A

津市選挙管理委員会告示第 14 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

交付場所	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎 8 階 大会議室 B	第 1 ～ 第 120 投票区
津市河芸庁舎 1 階 防災研修室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市芸濃庁舎 2 階 防災会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市美里庁舎 1 階 会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市安濃庁舎 2 階 会議室 1・2	第 1 ～ 第 120 投票区
津市久居庁舎 1 階 1A 会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市香良洲公民館 1 階 大会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市一志庁舎 1 階 住民活動室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市白山庁舎 2 階 203 会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市美杉総合文化センター 会議室 1	第 1 ～ 第 120 投票区

津市選挙管理委員会告示第 15 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票の
投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

交付場所	交付できる選挙人が登載されて いる選挙人名簿の投票区
津市本庁舎 8 階 大会議室 B	第 1 ～ 第 120 投票区
津市河芸庁舎 1 階 防災研修室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市芸濃庁舎 2 階 防災会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市美里庁舎 1 階 会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市安濃庁舎 2 階 会議室 1・2	第 1 ～ 第 120 投票区
津市久居庁舎 1 階 1A 会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市香良洲公民館 1 階 大会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市一志庁舎 1 階 住民活動室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市白山庁舎 2 階 203 会議室	第 1 ～ 第 120 投票区
津市美杉総合文化センター 会議室 1	第 1 ～ 第 120 投票区

津市選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月12日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後7時

津市選挙管理委員会告示第 17 号

平成 27 年 3 月 22 日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成 27 年 3 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

提出すべき場所 津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第18号

平成27年3月22日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

交付場所 津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第19号

平成27年3月22日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示における掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 くじを行う日時 平成27年3月17日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第20号

平成27年3月22日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成27年3月16日（年齢については、平成27年3月22日とする。）

2 登録を行う日

平成27年3月16日

3 縦覧に供する期間

平成27年3月17日

津市選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成27年3月16日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月26日執行予定の津市長選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成27年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

移替えをしない期間 平成27年4月1日から同年4月26日まで

津市選挙管理委員会告示第 23 号

平成 27 年 3 月 2 日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 3 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

記

別紙のとおり

氏名	住所
信田 金夫	津市戸木町2134番地1
天野 正之	津市戸木町2070番地
飯田 敏美	津市戸木町1909番地
中澤 昌也	津市戸木町2052番地
大井 一司	津市戸木町2080番地
山出 晃	津市久居元町2026番地1
堀山 正和	津市久居元町2066番地2
田邊 誠	津市久居元町2234番地
信藤 栄二	津市久居元町1871番地1
松下 司	津市久居元町2307番地2
鈴木 祐一	津市川方町446番地1
眞弓 正郎	津市牧町286番地1
青木 紀一	津市牧町359番地5
内田 孝美	津市新家町1629番地
中山 均	津市新家町1552番地
鵜飼 耕三	津市新家町1503番地
加藤 彰彦	津市新家町907番地
國枝 和男	津市木造町1468番地1
北出 雅彦	津市木造町1366番地
伊藤 伝	津市木造町1451番地
中里 博明	津市木造町1348番地
飯田 幸伸	津市木造町1374番地
森 正司	津市木造町1496番地1
飯田 豊秋	津市木造町1320番地
田口 慶則	津市木造町1918番地2
鈴木 莊三	津市雲出本郷町358番地
鈴木 正直	津市雲出本郷町1192番地
北川 幸治	津市雲出本郷町1184番地3
五家 政治	津市雲出本郷町1234番地1
北村 尚敏	津市雲出長常町1512番地2
倉田 輝郎	津市雲出長常町822番地
川口 忠則	津市雲出長常町862番地2
和田 守郎	津市雲出伊倉津町94番地1
太田 清司	津市雲出島貫町1201番地
太田 典子	津市雲出島貫町1078番地
稲田 春久	津市雲出島貫町463番地
黒宮 健次	津市雲出島貫町119番地
濱村 光輝	津市香良洲町330番地
太田 祥嗣	津市高茶屋二丁目44番24号
梅田 伸	津市高茶屋二丁目54番4号
田中 昭	津市高茶屋二丁目7番16号
奥山 昇	津市高茶屋小森町920番地
奥山 吉孝	津市高茶屋一丁目18番7号
奥山 多吉	津市高茶屋一丁目29番15号
藤田 幸則	津市高茶屋一丁目9番22号
奥山 朗	津市高茶屋一丁目29番24号
小堀 一成	津市藤方1120番地
山本 秀寿	津市垂水1056番地1
松尾 清	津市藤方1340番地1
奥山 晃秀	津市藤方376番地

津市選挙管理委員会告示第 24 号

平成 27 年 3 月 2 日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者に
当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第
22 条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 3 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

記

別紙のとおり

氏名	住所
信田 金夫	津市戸木町2134番地1
天野 正之	津市戸木町2070番地
飯田 敏美	津市戸木町1909番地
中澤 昌也	津市戸木町2052番地
大井 一司	津市戸木町2080番地
山出 晃	津市久居元町2026番地1
堀山 正和	津市久居元町2066番地2
田邊 誠	津市久居元町2234番地
信藤 栄二	津市久居元町1871番地1
松下 司	津市久居元町2307番地2
鈴木 祐一	津市川方町446番地1
眞弓 正郎	津市牧町286番地1
青木 紀一	津市牧町359番地5
内田 孝美	津市新家町1629番地
中山 均	津市新家町1552番地
鵜飼 耕三	津市新家町1503番地
加藤 彰彦	津市新家町907番地
國枝 和男	津市木造町1468番地1
北出 雅彦	津市木造町1366番地
伊藤 伝	津市木造町1451番地
中里 博明	津市木造町1348番地
飯田 幸伸	津市木造町1374番地
森 正司	津市木造町1496番地1
飯田 豊秋	津市木造町1320番地
田口 慶則	津市木造町1918番地2
鈴木 莊三	津市雲出本郷町358番地
鈴木 正直	津市雲出本郷町1192番地
北川 幸治	津市雲出本郷町1184番地3
五家 政治	津市雲出本郷町1234番地1
北村 尚敏	津市雲出長常町1512番地2
倉田 輝郎	津市雲出長常町822番地
川口 忠則	津市雲出長常町862番地2
和田 守郎	津市雲出伊倉津町94番地1
太田 清司	津市雲出島貫町1201番地
太田 典子	津市雲出島貫町1078番地
稲田 春久	津市雲出島貫町463番地
黒宮 健次	津市雲出島貫町119番地
濱村 光輝	津市香良洲町330番地
太田 祥嗣	津市高茶屋二丁目44番24号
梅田 伸	津市高茶屋二丁目54番4号
田中 昭	津市高茶屋二丁目7番16号
奥山 昇	津市高茶屋小森町920番地
奥山 吉孝	津市高茶屋一丁目18番7号
奥山 多吉	津市高茶屋一丁目29番15号
藤田 幸則	津市高茶屋一丁目9番22号
奥山 朗	津市高茶屋一丁目29番24号
小堀 一成	津市藤方1120番地
山本 秀寿	津市垂水1056番地1
松尾 清	津市藤方1340番地1
奥山 晃秀	津市藤方376番地

津市選挙管理委員会告示第 25 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 26 条第 1 項の規定により次のとおり指定投票区を指定するとともに、指定関係投票区を定めたので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 27 年 3 月 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区
第 2 投票区	第 1 投票区、第 3 投票区～第 67 投票区
第 68 投票区	第 69 投票区～第 120 投票区

津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月2日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 倉 田 寛 次

第1 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、地域政策課、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、新斎場建設推進室（組織改正により平成26年12月31日まで）、市民交流課、対話連携推進室、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、新産業スポーツ施設推進室、文化振興課（リージョンプラザ））
- (6) 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、環境施設課（西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず））
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課（中央保健センターほか9センター）、地域医療推進

- 室)
- (8) 商工観光部 (商業振興労政課、工業振興課、企業誘致室、観光振興課)
 - (9) 農林水産部 (農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課)
 - (10) 競艇事業部 (競艇管理課、競艇事業課)
 - (11) 都市計画部 (都市政策課、開発指導室、交通政策課、名松線復旧推進室、津駅前北部土地地区画整理事務所、建築指導課)
 - (12) 建設部 (建設政策課、事業調整室、建設整備課、道路等特定事項推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所)
 - (13) 下水道部 (下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課)
 - (14) 会計管理室
 - (15) 久居総合支所 (地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター)
 - (16) 河芸総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (17) 芸濃総合支所 (地域振興課 (棕本財産区を含む。)、市民福祉課)
 - (18) 美里総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (19) 安濃総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (20) 香良洲総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (21) 一志総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (22) 白山総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (23) 美杉総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (24) 水道局 (水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸水道事業所、一志水道事業所)
 - (25) 消防本部 (消防総務課、消防団統括室、消防安全課、警防室、救急課、通信指令課)・消防署 (中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署)
 - (26) 教育委員会事務局 (教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、図書館 (津図書館ほか8館2室))
 - (27) 選挙管理委員会事務局

- (28) 農業委員会事務局
- (29) 監査事務局
- (30) 議会事務局（議会総務課、議事課）

2 市立保育所

- (1) 立誠保育園
- (2) 高洲保育園

3 市立小学校・市立幼稚園

(1) 市立小学校

- ア 南立誠小学校
- イ 北立誠小学校
- ウ 新町小学校
- エ 高茶屋小学校
- オ 安東小学校
- カ 栗真小学校
- キ 大里小学校
- ク 豊が丘小学校
- ケ 豊津小学校
- コ 上野小学校

(2) 市立幼稚園

- ア 南立誠幼稚園
- イ 北立誠幼稚園
- ウ 新町幼稚園
- エ 安東幼稚園
- オ 大里幼稚園
- カ 豊津幼稚園

第2 監査の対象年度及び事項

原則として平成26年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成25年度以前のものを対象に含めた。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の伊藤

康雄がその合議に関与したものであるが、平成２７年２月１６日付けで退任し、同月１７日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の倉田寛次が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第４ 監査の期間

監査の期間は、平成２６年９月１２日から平成２７年２月６日までである。

第５ 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第６ 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 商工観光部（観光振興課）

平成２４年度津市観光協会事業補助金について、当該補助金の一部が交付確定後に津市観光協会から返還されたことは、同協会における当該補助金の実績報告が不適切であり、観光振興課においても、当該補助金の審査が不十分であったことから、同課においては、補助金の交付確定に当たり、補助金審査におけるチェック体制の見直し等、適切な事務処理に努められたい。

2 一志総合支所（地域振興課）

一志温泉やすらぎの湯について、利用実績・売上額の減少傾向が続く中、一部業務の委託など歳出の抑制に取り組んでいるものの、経営状況の改善までには至っていない。歳出抑制に引き続き取り組むとともに、今後は受益者負担の観点に立ち、タオル貸出の有料化や年会員券を含めた使用料の見直し等、更なる収支の改善に努められたい。

3 教育委員会事務局

（1）学校教育課

津市職員の自家用自動車の公務への使用に関する要綱に基づき、自家用自動車を使用しているが、一部の幼稚園では同要綱第4条に規定する登録車使用記録簿への記載をせず、所属長への許可も受けないまま、自家用自動車を公用車として使用していることが確認された。

さらに、公務先までの予定運行距離が往復4キロメートル未満のときは、同要綱第5条第5号において使用の許可が認められていないにもかかわらず、自家用自動車を公務に使用していることも確認されたことから、同要綱に従い適正に事務を遂行されたい。

（2）生涯学習課

放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の一部において、浄化槽の清掃及び保守点検に係る費用を市が負担している一方で、公共下水道が整備されている区域においては、下水道使用料をクラブが負担しているところもあり、個々のクラブによって汚水処理の方法が異なることから、その費用負担の取扱いについて統一性を欠く状況であるため、クラブ間で公平性が保たれるよう、汚水処理の費用負担の在り方について、検討されたい。

第7 監査意見

測量士、建築士等に対する報酬、料金等の支払時における所得税の源泉徴収漏れの事例が全国的に見られ、本市においても同様の事案が確認された。

その主な原因は、所得税法の誤認によるものであることから、今後、関係部局にあっては、職員の知識の向上に努めることはもとより、チェック体制の見直しをはじめとして、全庁的に情報の共有化を図るなど適正かつ円滑な行政運営に努められるよう望むものである。

また、時間外勤務・休日勤務の状況について、各所属において時間外勤務等の縮減に努められている。防災や災害復旧業務への従事、国による制度改正への対応など、時間外勤務等がやむを得ない場合もあると理解するものの、職員の健康管理及び公務能率の維持確保の観点から、各所属においては、主体的に時間外勤務等の縮減に一層取り組まれるよう、意見するものである。

津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月2日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 倉 田 寛 次

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成26年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成25年度以前のもを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第2 監査の期間

監査の期間は、平成26年11月28日から平成27年2月6日までである。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の伊藤康雄がその合議に関与したものであるが、平成27年2月16日付けで退任し、同月17日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の倉田寛次が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。

津市固定資産評価審査委員会告示第 1 号

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 日

津市固定資産評価審査委員会
委員長 降 籬 道 男

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示

津市固定資産評価審査委員会規程（平成 1 8 年津市固定資産評価審査委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式その 1 中「あて先」を「宛先」に、

審査の申出に係る固定資産		を
	円	

審査の申出に係る固定資産	所在・地番	地目	地積 (㎡)	固定資産課税 台帳登録価格 (円)	に

改め、同様式（注） 2 に次のただし書を加える。

ただし、審査申出の趣旨及び理由が同一である場合は、1 枚の申出書で複数の筆の審査申出をすることができます。

第 1 号様式その 2 中「あて先」を「宛先」に、

審査の申出に係る固定資産	(家屋番号)	を
固定資産課税 台帳登録価格	円	

審査の 申出に 係る固 定資産	所在地	家屋番号	固定資産課税 台帳登録価格 (円)	に

改め、同様式（注）２に次のただし書を加える。

ただし、審査申出の趣旨及び理由が同一である場合は、１枚の申出書で複数の棟の審査申出をすることができます。

第１号様式その３中「あて先」を「宛先」に、

審査の申出に係る固定資産	資産の名称	を
固定資産課税 台帳登録価格	円	

審査の 申出に 係る固 定資産	品目	種類	数量	固定資産課税 台帳登録価格 (円)	に

改め、同様式（注）２中「原則として」を削り、（注）２に次のただし書を加

える。

ただし、審査申出の趣旨及び理由が同一である場合は、1枚の申出書で複数の品目の審査申出をすることができます。

第5号様式から第6号様式その4までの規定、第8号様式、第12号様式、第19号様式、第22号様式及び第24号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。